

愛媛県大規模小売店舗立地審議会次第

日時 令和6年10月29日（火）10：00～12：00

場所 二番町ホール

（松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル3階）

1 開 会

2 会長あいさつ

3 届出案件についての審議

〔届出〕 3件

- ・ドラッグコスモス下松葉店（西予市）…………… 1～6
- ・（仮称）ダイレックス新居浜高専通り店（新居浜市）… 7～12
- ・（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店…………… 13～18

4 その他

- （1）次回以降の審議案件の概要等…………… 19～21
- （2）フォローアップ調査について…………… 22

5 閉 会

愛媛県大規模小売店舗立地審議会配席図

日時 令和6年10月29日（火）10：00～12：00

場所 二番町ホール

（松山市二番町三丁目8-21 久保豊二番町ビル3階）

（会 長）

参
考
人
席

谷本委員

有光委員

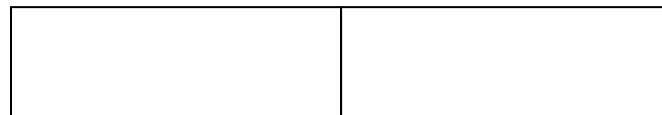
倉内委員

福嶋委員

竹下委員

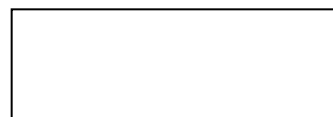
記
者
席

傍
聴
人
席



川口係長

石丸主幹



係 係

（ 事 務 局 ）

出
入
口

ドラッグコスモス下松葉店（新設）届出概要

店舗の名称	ドラッグコスモス下松葉店
所在地	西予市宇和町下松葉 216 番 外
設置者 (本社)	株式会社コスモス薬品（福岡県）
小売業者 (販売物品)	株式会社コスモス薬品 (医薬化粧品、住・生活関連用品、食料品等)
新設年月日	令和 6 年 12 月 27 日
店舗面積	1, 0 9 1 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	4 2 台 (基準値 4 0 台)
(2) 駐輪場の収容台数	2 6 台 (参考値 3 2 台)
(3) 荷さばき施設の面積	4 4. 5 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	1 3. 5 m ³ (基準値 5. 1 1 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前 9 時～午後 1 0 時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前 8 時 3 0 分～午後 1 0 時 3 0 分
(3) 駐車場の出入口の数	1 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時

○届出年月日 令和 6 年 4 月 2 6 日

○公告年月日 令和 6 年 5 月 1 0 日

○説明会開催日 令和 6 年 6 月 2 0 日 (届出日から 2 か月以内)

○県意見提示期限 令和 6 年 1 2 月 2 6 日 (届出日から 8 か月以内)

ドラッグコスモス下松葉店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署、店舗設置市、県、国土交通省と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：準工業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・深夜営業は行わない。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年6月20日（木）18：00～19：00 ・場所：宇和地域づくり活動センター（西予市教育保健センター内）4階 研修室2 （西予市宇和町卯之町三丁目 439 番地 1） ・出席者：3名	○
5 対応策の履行	・施工担当業者（株式会社エム・ワイ・ティ）と設置者である株式会社コスモス薬品担当者、立地法担当の株式会社五星担当者で、立地法届出図面と施工現場との摺り合わせを行う。 ・設置者の開発（立地法）担当者から店舗責任者（店長）へ届出内容の説明を行う。なお、変更届が必要となる事項については重点的に説明を行う。また、従業員へは社員教育時に説明を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・事前の予測と乖離が生じた場合は、設置者本社内で調整・対応し、場合により行政にも相談を行う。 ・お客様や地域住民等、外部からの意見や苦情等を受けた場合は、その内容を確認・検討し、必要に応じて行政の所管部局へ連絡するなど、対策を講じる。 ・騒音等に関し苦情等問題が発生した場合は苦情先との協議を行い、先方の意向を踏まえた上で場合によっては遮音壁の設置、機器や施設稼働時間の短縮、駐車場の部分的な閉鎖等の対策を講じるなど誠意をもって対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・状況に応じ、繁忙時には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・交通整理員は出入口付近及び歩行者・自転車出入り口付近に各1名を想定し、状況に応じて増員、減員する。 ・オープン時には、従業員駐車場を来客用として一部開放する。	○
8 地域貢献に関する取り組み	・地元より祭りや各種行事への協力依頼があれば検討する。 ・地元業者、県内業者との取引を促進する。 ・従業員の地元採用を積極的に推進する。 ・地元小中学校より職場体験の要望等があれば、受け入れを検討する。 ・警察署、消防署等との連絡が速やかに行えるよう連絡表を作成し、マニュアル化する。 ・災害時には、地元自治会等と連携し、可能な限り物資の提供等を検討する。 ・定期的に（週1～2回程度）店舗周辺の清掃を行う。 ・万一撤退せざるを得ない場合においては、「早期の情報提供」、「後継店の確保」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業への対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化防止」などについて誠意をもって対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 （1）駐車需要の充足等	収容台数：42台（一般用40台 身障者用2台） ・指針基準値による必要台数40台を確保している。	○

交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保																	
② 駐車場の位置及び構造等	・店舗敷地内に設け、自走式平面駐車場（ゲートなし）である。 ・出入口を1箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の67台/時を上回る。	○															
③ 駐輪場の確保等	収容台数：26台 ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積35㎡あたり1台）によると必要駐輪台数は32台となるが、既存店舗（県内3店舗）のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は6台と予測される。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>店舗名</th><th>店舗面積</th><th>ピーク時滞留台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>久万ノ台店</td><td>1,346㎡</td><td>3台（2.23台/千㎡）</td></tr> <tr> <td>三津浜駅店</td><td>1,494㎡</td><td>8台（5.35台/千㎡）</td></tr> <tr> <td>松山別府店</td><td>1,538㎡</td><td>6台（3.90台/千㎡）</td></tr> <tr> <td>下松葉店 （計画店舗）</td><td>1,091㎡</td><td>6台（5.35台×1.091千㎡）</td></tr> </tbody> </table> ・自動二輪車は、駐輪場を共用で利用する。	店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数	久万ノ台店	1,346㎡	3台（2.23台/千㎡）	三津浜駅店	1,494㎡	8台（5.35台/千㎡）	松山別府店	1,538㎡	6台（3.90台/千㎡）	下松葉店 （計画店舗）	1,091㎡	6台（5.35台×1.091千㎡）	○
店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数															
久万ノ台店	1,346㎡	3台（2.23台/千㎡）															
三津浜駅店	1,494㎡	8台（5.35台/千㎡）															
松山別府店	1,538㎡	6台（3.90台/千㎡）															
下松葉店 （計画店舗）	1,091㎡	6台（5.35台×1.091千㎡）															
④ 荷捌き施設の整備等	荷さばき施設の面積：44.5㎡ ・処理能力（6台/時）を確保しており、ピーク時1時間の搬入車両による負荷（1台/時）を上回っている。 ※荷さばき平均作業時間は20分。	○															
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	（経路の設定） ・商圈を半径2kmとし、国道56号線を主要アクセス経路とする。 【北方面】ゾーンA （来店） 国道56号線を南進→交差点①を直進→国道56号線を南進→出入口を左折により来店 （退店） 出入口を右折→国道56号線を北進→交差点①を直進→国道56号線を北進により退店 【西方面】ゾーンB （来店） 県道30号宇和三瓶線を東進→交差点①を右折→国道56号線を南進→出入口を左折により来店 （退店） 出入口を右折→国道56号線を北進→交差点①を左折→県道30号宇和三瓶線を西進により退店 【南東方面】ゾーンC （来店） 市道1-9号線を西進→交差点②を右折→国道56号線を北西進→出入口を右折により来店 （退店） 出入口を左折→国道56号線を南東進→交差点②を左折→市道1-9号線を東進により退店 【南方面】ゾーンD （来店） 国道56号線を北西進→交差点②を直進→国道56号線を北西進→出入口を右折により来店 （退店）	○															

	出入口を左折→国道 56 号線を南東進→交差点②を直進→国道 56 号線を南東進により退店 【南西方面】ゾーン E (来店) 県道 344 号宇和高山線を東進→交差点②を左折→国道 56 号線を北西進→出入口を右折により来店 (退店) 出入口を左折→国道 56 号線を南東進→交差点②を右折→県道 344 号宇和高山線を西進により退店 (円滑な入出庫対策) ・出入口付近に出入口を示す看板を設置する。 ・新聞の折込チラシに案内図を印刷し、来客へ案内経路を周知する。 ・交通整理員は出入口付近及び歩行者・自転車出入り口付近に各 1 名を想定し、状況に応じて増員、減員する。 ・オープン時及び平常時において、来客車両による渋滞等により周辺に影響が生じた場合や、地元警察署より渋滞解消や安全への対策の要望があった場合には、店長が状況確認し、関係機関との協議により対応する。	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	・出入口付近に停止線と路面標示を行い、出庫車両の一旦停止と前面道路の歩行者への安全確認を促す。 ・出入口前面道路は、宇和町小学校、宇和中学校の通学路に指定されているため、通学路に注意する旨記載した看板を設置する。 ・出入口付近の見通しを確保した構造とし、歩行者の通行に配慮する。	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	・商品の簡易包装、梱包に努める。 ・ダンボールの再資源化を図る。	○
(4) 防災・防犯対策への協力	・地方公共団体から要請があった場合、災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、協議検討のうえ協力する。 ・警察、自治会、PTA等の関係機関、地元団体から防犯対策について協力要請がある場合は、可能な限り協力する。 ・駐車場利用可能時間帯以外は出入口をプラチェーン等で閉鎖する。 ・定期的巡回による青少年等の蟻集防止や犯罪防止、防犯カメラの設置による死角の排除、防犯灯の適切な配置、必要に応じた声かけなど、可能な防犯対策を講じる。	○
2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策) ・十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図る。 ・可能な車両については、アイドリング停止を徹底する。 (廃棄物収集作業に係る騒音対策) ・夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前 8 時～午後 10 時) (設備機器に係る騒音対策) ・騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機種を導入する。また、定期的な保守点検により故障等による異音の発生を防ぐ。 (BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策) ・BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 (その他) ・騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。	○

② 騒音の予測・評価	等価騒音レベル 【昼間】(単位：dB) <table><tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>A 1 F</td><td rowspan="6">C</td><td rowspan="6">60</td><td>31.9</td></tr><tr><td>A 2 F</td><td>35.4</td></tr><tr><td>B 1 F</td><td>35.8</td></tr><tr><td>B 2 F</td><td>37.0</td></tr><tr><td>C</td><td>32.9</td></tr><tr><td>D</td><td>39.4</td></tr></table> 【夜間】(単位：dB) <table><tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>A 1 F</td><td rowspan="6">C</td><td rowspan="6">50</td><td>17.5</td></tr><tr><td>A 2 F</td><td>21.9</td></tr><tr><td>B 1 F</td><td>20.6</td></tr><tr><td>B 2 F</td><td>21.7</td></tr><tr><td>C</td><td>18.4</td></tr><tr><td>D</td><td>19.3</td></tr></table> ※ C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。 夜間の騒音発生源ごとの最大値(単位：dB) <table><tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>A' 1 F</td><td rowspan="6">第3種</td><td rowspan="6">50</td><td>15.5</td></tr><tr><td>A' 2 F</td><td>17.4</td></tr><tr><td>B' 1 F</td><td>43.5</td></tr><tr><td>B' 2 F</td><td>43.4</td></tr><tr><td>C'</td><td>38.9</td></tr><tr><td>D'</td><td>61.3</td></tr></table> ※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 夜間の騒音発生源ごとの最大値についてA' 1 F～C' 地点においては基準値を下回ったものの、D' 地点においては、来客・業務車両走行音により基準値を超過した。 <table><tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>D'</td><td>第3種</td><td>50</td><td>40.5</td></tr></table> これらの基準値を超える音源（来客・業務車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を満足した。 なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意をもって対応する。	地点	類型	基準値	予測値	A 1 F	C	60	31.9	A 2 F	35.4	B 1 F	35.8	B 2 F	37.0	C	32.9	D	39.4	地点	類型	基準値	予測値	A 1 F	C	50	17.5	A 2 F	21.9	B 1 F	20.6	B 2 F	21.7	C	18.4	D	19.3	地点	区域	基準値	予測値	A' 1 F	第3種	50	15.5	A' 2 F	17.4	B' 1 F	43.5	B' 2 F	43.4	C'	38.9	D'	61.3	地点	区域	基準値	予測値	D'	第3種	50	40.5	
地点	類型	基準値	予測値																																																													
A 1 F	C	60	31.9																																																													
A 2 F			35.4																																																													
B 1 F			35.8																																																													
B 2 F			37.0																																																													
C			32.9																																																													
D			39.4																																																													
地点	類型	基準値	予測値																																																													
A 1 F	C	50	17.5																																																													
A 2 F			21.9																																																													
B 1 F			20.6																																																													
B 2 F			21.7																																																													
C			18.4																																																													
D			19.3																																																													
地点	区域	基準値	予測値																																																													
A' 1 F	第3種	50	15.5																																																													
A' 2 F			17.4																																																													
B' 1 F			43.5																																																													
B' 2 F			43.4																																																													
C'			38.9																																																													
D'			61.3																																																													
地点	区域	基準値	予測値																																																													
D'	第3種	50	40.5																																																													
(2) 廃棄物に係る事項等	廃棄物保管施設の容量 13.5m ³																																																															
① 廃棄物等の保管	・ 指針で定める必要な廃棄物保管容量 5.11 m ³ を確保している。																																																															
② 廃棄物等の処理	・ 許可業者による運搬・処理を行う。																																																															
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	・ 生ごみの密閉保管や施設の定期的な洗浄など適正な管理を行い、ゴミの散乱・異臭防止を図る。																																																															
(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・ 周辺の景観に配慮し、違和感の生じない色合いやデザインとする。 (光害対策) ・ 屋外照明、広告照明は周辺民家に影響が出ないよう方向や強さに配慮し、点灯時間は日没から閉店後 30 分までに限り、その他時間帯は消灯するなど、光害を生じないようにする。																																																															

指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車場（3.5m×5.0m：2台）を確保する。 ・バリアフリースイレを設置する。	○
環境への配慮	・照明設備はLEDとし、消費電力の低減に努める。	○

ドラッグコスモス下松葉店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
西予市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見（案） 意見なし

(仮称) ダイレックス新居浜高専通り店 (新設) 届出概要

店舗の名称	(仮称) ダイレックス新居浜高専通り店
所在地	新居浜市庄内町一丁目 8 9 5 番 2 外
設置者 (本社)	ダイレックス株式会社 (佐賀県)
小売業者 (販売物品)	ダイレックス株式会社 (食料品、医薬化粧品、住・生活関連用品等)
新設年月日	令和 6 年 1 2 月 5 日
店舗面積	1, 2 5 2 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	4 7 台 (基準値 4 1 台)
(2) 駐輪場の収容台数	4 4 台 (参考値 3 6 台)
(3) 荷さばき施設の面積	6 0. 0 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	6. 6 1 m ³ (基準値 5. 8 3 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	午前 9 時～午後 1 0 時
(2) 駐車場の利用可能時間帯	午前 8 時 3 0 分～午後 1 0 時 3 0 分
(3) 駐車場の出入口の数	2 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時

○届出年月日 令和 6 年 4 月 4 日

○公告年月日 令和 6 年 4 月 2 3 日

○説明会開催日 令和 6 年 5 月 2 1 日 (届出日から 2 か月以内)

○県意見提示期限 令和 6 年 1 2 月 4 日 (届出日から 8 か月以内)

(仮称) ダイレックス新居浜高専通り店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署、店舗設置市と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：第一種住居地域及び第一種中高層住居専用地域	○
3 深夜営業についての考え方	・深夜営業は行わない。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年5月21日（火）18：00～18：30 ・場所：新居浜市市民文化センター 中会議室（第7） （新居浜市繁本町8－65） ・出席者：11名	○
5 対応策の履行	・ダイレックス株式会社開発担当者と施工業者であるダイワハウス工業株式会社、立地法の届出業務を行った株式会社エス・ティ・イー総合企画の3社において、定期的に確認作業を実施している。 ・届出事項及び配慮事項について、ダイレックス株式会社開発担当者が従業員（店舗責任者含む）に対し既存店舗研修時やオープン前に開催する会議等で周知する。また、従業員交代時においては、店長より教育を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・オープンに伴い新たに発生する交通量によって周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞等の周辺地域の生活道路に影響が生じた場合や日常の店舗運営に伴い、地元警察から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合には、ダイレックス株式会社店舗開発担当者が状況を確認し、関係機関と協議のうえ対応する。 ・騒音問題について、地元住民等から苦情を受けた場合には店長が状況確認を行い、得られた情報については遅滞なくダイレックス株式会社店舗開発担当者が報告を受け、発生源対策を含め誠意を持って対応する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時や繁忙期など来店車両が多く見込まれる際には、出入口付近に交通整理員を2名程度配置する。 ・オープン時には従業員駐車場を来客用に開放することで、駐車場の充足を図る。	○
8 地域貢献に関する取り組み	・従業員の採用にあたっては、地域から優先的に雇用する。 ・定期的に店舗周辺の清掃活動に取り組む。 ・地域の祭りや各種行事について地域自治会から申し出があれば協力を検討する。 ・万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業に対する対応」、「閉鎖に伴う環境悪化の防止」など適切に対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：47台（一般用45台 身障者用2台） ・指針基準値による必要台数41台を確保している。	○

② 駐車場の位置及び構造等	・店舗敷地内に設け、平面自走式駐車場（ゲートなし）である。 ・出入口を2箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台／時間であり、ピーク時来店台数の67台/時を上回る。	○
③ 駐輪場の確保等	収容台数：44台 ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積35㎡あたり1台）による必要駐輪台数36台を充足している。 ・自動二輪車は来客用駐車場を共用で利用する。	○
④ 荷捌き施設の整備等	荷さばき施設の面積：60㎡ ・荷さばき施設は処理能力(3台/時)を確保しており、ピーク時1時間の搬入車両による負荷(2台/時)を上回っている。 ※荷さばき平均作業時間は20分。	○
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	（経路の設定） ・商圈を半径1kmとし、主要地方道壬生川新居浜野田線、市道金栄橋通り線を経由する市道新居浜駅菊本線を主要アクセス経路とする。 【北方面】 （来店） 市道新居浜駅菊本線を南進→出入口②を右折により来店 （退店） 出入口②を左折→市道新居浜駅菊本線を北進により退店 【北東方面】 （来店） 主要地方道壬生川新居浜野田線を西進→交差点①を左折→市道新居浜駅菊本線を南進→出入口②を右折により来店 （退店） 出入口②を左折→市道新居浜駅菊本線を北進→交差点①を右折→主要地方道壬生川新居浜野田線を東進により退店 【南東方面】 （来店） 市道金栄橋通り線を西進→交差点②を右折→市道新居浜駅菊本線を北進→出入口①を左折により来店 （退店） 出入口①を右折→市道新居浜駅菊本線を南進→交差点②を左折→市道金栄橋通り線を東進により退店 【南方面】 （来店） 市道新居浜駅菊本線を北進→出入口①を左折により来店 （退店） 出入口①を右折→市道新居浜駅菊本線を南進により退店 【南西方面】 （来店） 市道金栄橋通り線を東進→交差点②を左折→市道新居浜駅菊本線を北進→出入口①を左折により来店 （退店） 出入口①を右折→市道新居浜駅菊本線を南進→交差点②を右折→市道金栄橋通り線を西進により退店 【北西方面】 （来店） 主要地方道壬生川新居浜野田線を東進→交差点①を右折→市道新居浜駅菊本線を南進→出入口②を右折により来店 （退店） 出入口②を左折→市道新居浜駅菊本線を北進→交差点①を左折→主要地方道壬生川新居浜野田線を西進により退店	○

	(円滑な入出庫対策) ・建物敷地東側に出入口を示す看板を設置する。 ・新聞の折込チラシに案内経路図を掲載し、来客へ周知する。 ・オープン時や繁忙時など混雑が予測される場合、必要に応じて交通整理員を2名程度配置する。 ・来客車両による渋滞等、周辺に影響が生じた場合や地元警察署より渋滞解消や安全対策の要望があった場合は、店長が状況確認し、関係機関との協議により対応する。	
(2) 歩行者の通行の利便の確保	・横断歩行者と店舗へ入出庫する来店車両との事故防止策として、出入口に停止線及び「止まれ」の路面表示を行い、車両の一旦停止と横断歩行者の安全確認を促す。 ・店舗入口までの間、歩行者専用通路を設けることで歩車分離を図る。	○
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについて	・過剰包装・梱包の抑制による廃棄物の低減化を図る。 ・段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。	○
(4) 防災・防犯対策への協力	・災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用、若しくは店舗で扱っている商品の緊急時における提供について、要請があれば協議検討のうえ協力する。 ・駐車場内に適切に照明を配置することで死角を排除し、青少年のたまり場とならないよう配慮する。 ・防犯責任者を設置するとともに、警察署との連携が図れるよう緊急時の防犯体制を整備する。 ・従業員による店内巡回や声かけ等により、事前に犯罪を抑制するとともに、見通しを確保した商品陳列、店舗内外に向け設置した防犯カメラの設置など、万引き防止等の防犯対策を講じる。 ・閉店後には、店舗周辺や駐車場への蟻集を防止するため、駐車場出入口をバリカー等で閉鎖する。	○
2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策) ・荷さばき施設は十分なスペースを確保するとともに、荷さばき搬出入計画に基づいて行うことで作業時間の短縮に努める。 ・荷さばき車両のアイドリングを禁止（保冷車は除く）するなど、作業員には騒音防止の意識を徹底する。 (BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策) ・屋外に向けての営業宣伝活動用拡声器は使用しない。 (設備機器に係る騒音対策) ・騒音発生源となる設備機器は低騒音化型の機器を導入する。また、定期的に保守点検を実施し、故障等による異音の発生を抑制する。 ・排気口については、大きな騒音が出ない形状を選択する。 (駐車場の騒音対策) ・自動車走行音が直接伝搬しないよう、住居が面する建物敷地西側には遮音フェンスを設置する。 ・オープン時など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置して場内走行の円滑化を図り、渋滞による騒音の発生を抑制する。 ・駐車場利用可能時間外には出入口をバリカー等で閉鎖し、外部からの侵入者が騒音を発生することがないように配慮する。 ・駐車場内に徐行運転やアイドリング禁止を励行する旨を表示した看板を設置し、来店客に注意を喚起する。 (廃棄物収集作業に係る騒音対策) ・早朝、夜間には回収を行わない。（収集時間帯：午前8時～午後6時） ・ごみの排出量を減らし、収集時間を短縮できるよう努める。 ・業者には騒音抑制の意識を徹底させるとともに、エンジンの空ぶかしは行わないよう協力を要請する。	○

	(その他) ・苦情等が発生した場合は、発生源対策を含め誠意をもって対応する。																																																																																					
② 騒音の予測・評価	等価騒音レベル <table><thead><tr><th colspan="4">【昼間】 (単位：dB)</th><th colspan="4">【夜間】 (単位：dB)</th></tr><tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr></thead><tbody><tr><td>A 1</td><td rowspan="5">B</td><td rowspan="5">55</td><td>42.6</td><td>A 1</td><td rowspan="5">B</td><td rowspan="5">45</td><td>33.5</td></tr><tr><td>A 2</td><td>42.5</td><td>A 2</td><td>33.5</td></tr><tr><td>B</td><td>46.2</td><td>B</td><td>35.6</td></tr><tr><td>C 1</td><td>45.3</td><td>C 1</td><td>32.7</td></tr><tr><td>C 2</td><td>45.4</td><td>C 2</td><td>32.6</td></tr><tr><td>D 1</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2"></td><td>48.5</td><td>D 1</td><td rowspan="2">A</td><td rowspan="2"></td><td>38.7</td></tr><tr><td>D 2</td><td>48.5</td><td>D 2</td><td>38.5</td></tr></tbody></table> ※ A類型：専ら住居の用に供される地域 ※ B類型：主として住居の用に供される地域 等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。 夜間の騒音発生源ごとの最大値 (単位：dB) <table><thead><tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr></thead><tbody><tr><td>a</td><td rowspan="3">第2種</td><td rowspan="3">45</td><td>53.9</td></tr><tr><td>b</td><td>69.9</td></tr><tr><td>d</td><td>40.2</td></tr></tbody></table> ※ 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 ※ 建物南側には夜間に発生する騒音源がないため、建物南側では予測を行っていない。 夜間の騒音発生源ごとの最大値について d 地点においては基準値を下回ったものの、a 地点及びb 地点においては、来客車両走行音及び従業員車両走行音により基準値を超過した。 <table><thead><tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr></thead><tbody><tr><td>a</td><td rowspan="2">第2種</td><td rowspan="2">45</td><td>46.9</td></tr><tr><td>b</td><td>62.9</td></tr></tbody></table> 基準値を超過した来客車両走行音について、徐行運転 (10km/h 以下) 時の実測値を用いて評価した結果、基準値を超過した。 <table><thead><tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr></thead><tbody><tr><td>A 1</td><td rowspan="2">B</td><td rowspan="2">45</td><td>42.0</td></tr><tr><td>B</td><td>40.2</td></tr></tbody></table> 基準値を超過した騒音発生源について、近接する保全対象側において再予測を行ったところ、基準値を満足した。 なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意を持って対応する。	【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)				地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値	A 1	B	55	42.6	A 1	B	45	33.5	A 2	42.5	A 2	33.5	B	46.2	B	35.6	C 1	45.3	C 1	32.7	C 2	45.4	C 2	32.6	D 1	A		48.5	D 1	A		38.7	D 2	48.5	D 2	38.5	地点	区域	基準値	予測値	a	第2種	45	53.9	b	69.9	d	40.2	地点	区域	基準値	予測値	a	第2種	45	46.9	b	62.9	地点	類型	基準値	予測値	A 1	B	45	42.0	B	40.2	
【昼間】 (単位：dB)				【夜間】 (単位：dB)																																																																																		
地点	類型	基準値	予測値	地点	類型	基準値	予測値																																																																															
A 1	B	55	42.6	A 1	B	45	33.5																																																																															
A 2			42.5	A 2			33.5																																																																															
B			46.2	B			35.6																																																																															
C 1			45.3	C 1			32.7																																																																															
C 2			45.4	C 2			32.6																																																																															
D 1	A		48.5	D 1	A		38.7																																																																															
D 2			48.5	D 2			38.5																																																																															
地点	区域	基準値	予測値																																																																																			
a	第2種	45	53.9																																																																																			
b			69.9																																																																																			
d			40.2																																																																																			
地点	区域	基準値	予測値																																																																																			
a	第2種	45	46.9																																																																																			
b			62.9																																																																																			
地点	類型	基準値	予測値																																																																																			
A 1	B	45	42.0																																																																																			
B			40.2																																																																																			
(2) 廃棄物に係る事項等 ① 廃棄物等の保管	廃棄物保管施設の容量 6.61m ³ ・指針で定める必要な廃棄物保管容量 5.83 m ³ を確保している。																																																																																					
② 廃棄物等の処理	・屋内で適切に保管する。 ・新居浜市清掃センター及び許可業者による運搬・処理を行い、敷地内での処理は行わない。																																																																																					
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	・当該店舗では生鮮食料品等の取り扱いがなく、生ごみ等の排出は極わずかである。排出される生ごみ等は、密閉性が確保された容器に一時保管し、業者により毎日回収し、ごみの散乱や悪臭の漏れが生じないよう配慮する。																																																																																					

(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・外壁等の色彩について刺激的な色を避け、周辺環境との調和を図る。 (光害対策) ・照明の配置、方向及び光源の種類には十分に配慮する。 ・点灯時間は日没から閉店後 30 分とする。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者トイレを設置する。 ・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 2 台) を店舗出入口付近に設置する。	○
環境への配慮	・地球温暖化対策や省エネルギー対策として、過剰な照明の削減、冷暖房設備の適切な温度管理、省エネタイプの照明器具の設置を行う。 ・環境美化対策として、店舗周辺の清掃活動を実施する。 ・水循環確保対策として、従業員の節水意識の啓蒙活動を行う。	○

(仮称) ダイレックス新居浜高専通り店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
新居浜市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

(仮称) ドラッグストアモリ北条辻店 (新設) 届出概要

店舗の名称	(仮称) ドラッグストアモリ北条辻店
所在地	松山市北条辻 1164 番
設置者 (本社)	株式会社ドラッグストアモリ (福岡県)
小売業者 (販売物品)	株式会社ドラッグストアモリ (住・生活関連用品、医薬化粧品、食料品等)
新設年月日	令和 7 年 1 月 2 日
店舗面積	1, 4 8 1 m ²
施設の配置に関する事項	
(1) 駐車場の収容台数	6 4 台 (基準値 5 9 台)
(2) 駐輪場の収容台数	1 4 台 (参考値 4 3 台)
(3) 荷さばき施設の面積	5 0. 0 m ²
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	9. 1 1 m ³ (基準値 6. 9 0 m ³)
施設の運営方法に関する事項	
(1) 開店時刻及び閉店時刻	2 4 時間
(2) 駐車場の利用可能時間帯	2 4 時間
(3) 駐車場の出入口の数	2 箇所
(4) 荷さばき可能時間帯	午前 6 時～午後 1 0 時

○届出年月日 令和 6 年 5 月 1 日

○公告年月日 令和 6 年 5 月 1 7 日

○説明会開催日 令和 6 年 6 月 1 2 日 (届出日から 2 か月以内)

○県意見提示期限 令和 7 年 1 月 1 日 (届出日から 8 か月以内)

(仮称) ドラッグストアモリ北条辻店指針配慮事項の対応状況

指針配慮事項	設置者による対応状況	評価
I 基本事項		
1 事前の調査等	・所轄警察署、店舗設置市と事前協議済み。	○
2 まちづくりに関する公的計画との整合性	・用途地域：準工業地域	○
3 深夜営業についての考え方	・夜間、通行者に支障がない程度の照明灯を設置する。	○
4 説明会の開催	・日時：令和6年6月12日（水）18：00～18：30 ・場所：松山市北条ふるさと館 第3研修室 （松山市河野別府995番地） ・出席者：8名	○
5 対応策の履行	・ドラッグストアモリ開発担当者、施工業者である株式会社山陽設計及び大規模小売店舗立地法の担当である株式会社エス・ティ・イー総合企画の3者において、定期的に確認作業を行う。 ・届出事項及び配慮事項について、ドラッグストアモリ開発担当者が従業員に対し既存店舗研修時やオープン前に開催する会議等で周知する。また、従業員交代時には、店長より教育を行う。	○
6 事前の予測と乖離が生じた場合の追加的対策	・オープンに伴い、新たに発生する交通量によって周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞等の周辺地域の生活道路に影響が生じた場合や、日常の店舗運営に伴い、地元警察から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合には、店長が状況確認し、関係機関と協議の上対応する。 ・騒音問題については、予測の結果、店舗から発生する騒音が周辺地域へ与える影響は少ないものと推察されるものの、オープン後、地元住民等から苦情を受けた場合には、店長が状況確認を行い、得られた情報については、遅滞なく設置者が報告を受け、店舗開発担当者において対応策（遮音壁の設置、設備機器の配置、駐車場の利用制限等）を検討する。	○
7 繁忙期等の追加的対策	・オープン時や繁忙期には駐車場出入口等に交通整理員を配置する。 ・交通整理員について、出入口付近に2名程度の配置を予定している。 ・オープン時等において駐車場の不足が見込まれる際には、従業員用駐車スペースを来客用に開放することで、駐車需要の充足を図る。	○
8 地域貢献に関する取組み	・従業員の採用にあたっては、地域から優先的に雇用する。 ・定期的に店舗周辺の清掃活動に取り組む。 ・地域の祭りや各種行事について地域自治会から申し出があれば協力を検討する。 ・万一閉鎖を余儀なくされた場合においては、「早期の情報提供」、「従業員雇用の確保」、「取引先企業に対する対応」、「店舗閉鎖に伴う環境悪化の防止」など適切に対応する。	○
II 大規模小売店舗の施設の配置および運営方法に関する事項		
1 住民等の利便の確保 （1）駐車需要の充足等 交通に係る事項 ① 駐車場の必要台数の確保	収容台数：64台（一般用63台 身障者用1台） ・指針基準値による必要台数59台を確保している。	○

② 駐車場の位置及び構造等	・店舗敷地内に設け、自走式平面駐車場（ゲートなし）である。 ・出入口を2箇所設置する。 ・入庫処理能力は出入口1箇所あたり450台/時間であり、ピーク時来店台数の93台/時を上回る。	○									
③ 駐輪場の確保等	収容台数：14台 ・大規模小売店舗立地法の指針に示される参考値（店舗面積35㎡あたり1台）によると必要駐輪台数は43台となるが、既存類似店舗のデータを基に必要台数を算出した結果、必要駐輪台数は9台と予測される。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>店舗名</th><th>店舗面積</th><th>ピーク時滞留台数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土居店</td><td>1,330㎡</td><td>8台(6.0台/千㎡)</td></tr> <tr> <td>北条辻店</td><td>1,481㎡</td><td>9台(6.0台×1.481千㎡)</td></tr> </tbody> </table> ・自動二輪車は、駐車場を共用で利用する。	店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数	土居店	1,330㎡	8台(6.0台/千㎡)	北条辻店	1,481㎡	9台(6.0台×1.481千㎡)	○
店舗名	店舗面積	ピーク時滞留台数									
土居店	1,330㎡	8台(6.0台/千㎡)									
北条辻店	1,481㎡	9台(6.0台×1.481千㎡)									
④ 荷捌き施設の整備等	荷さばき施設の面積：50㎡ ・処理能力(3台/時)を確保しており、ピーク時1時間の搬入車両による負荷(2台/時)を上回っている。 ※荷さばき平均作業時間は20分。	○									
⑤ 経路の設定、円滑な入出庫対策等	(経路の設定) ・商圈を半径2kmとし、県道湯山北条線を主要アクセス経路とする。 【北方面】 (来店) 県道湯山北条線を南進→出入口②を左折により来店 (退店) 出入口②を右折→県道湯山北条線を北進により退店 【南方面】 (来店) 県道湯山北条線を北進→出入口①を右折により来店 (退店) 出入口①を左折→県道湯山北条線を南進により退店 (円滑な入出庫対策) ・建物敷地西側に広告塔（案内表示看板）を設置する。 ・オープン時や繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、新聞折り込みチラシに案内経路図を掲載する。 ・オープン時や繁忙期には、交通整理員を各出入口付近に配置する。 ・平常時のピーク時において、来店車両の影響で周辺道路に混雑が生じる状況になれば、従業員にて誘導を行う。 ・オープン時対策として、オープン予定日の3週間前より地元警察署と協議を行い、来店車両の誘導及び歩行者の安全対策に努める。 ・オープンに伴い、交通渋滞等の周辺地域に影響が生じた場合や、地元警察から交通渋滞の解消や安全対策等の要望があった場合には、店長が状況を確認し、関係機関との協議により対応する。	○									
(2) 歩行者の通行の利便の確保	・横断歩行者と入出庫車両との車両輻輳事故防止のため、出入口に停止線と「止まれ」の路面表示を行い、帰宅車両の一旦停止と横断歩行者の安全確認を促す。	○									
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	・過剰包装・梱包の抑制による廃棄物の低減化を図る。 ・商品梱包用段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。	○									
(4) 防災・防犯対策への協力	・災害時の避難場所として駐車場敷地の一部の使用や、店舗が扱っている物資の緊急時における提供について、要請があれば協議検討の上協力する。	○									

	・駐車場内に適切な照明設備を配置するとともに、店内外に防犯カメラを設置して死角を排除するなど、青少年のたまり場となることを防止する。 ・警察及び消防等の連絡組織図を作成し、事務所に掲示するとともに、従業員に周知する。 ・店内巡回や声かけ等により、事前に犯罪を抑制するとともに、少年非行防止の観点から見通しを確保した商品陳列、防犯カメラの設置など、万引き防止等の防犯対策を講じる。	
2 騒音の発生その他による周辺地域の生活環境の悪化防止 (1) 騒音の発生に係る事項 ① 騒音に対応するための対応策	(荷さばき施設及び作業に係る騒音対策) ・十分な作業スペースを確保するとともに、荷さばき搬入計画に基づいて行うことで作業時間の短縮に努める。 ・荷さばき車両のアイドリングを禁止するなど、作業員による騒音防止を徹底する。 (廃棄物収集作業に係る騒音対策) ・早朝、夜間に収集作業は行わない。(収集時間帯：午前8時～午後6時) ・リターナブルコンテナを使用し、発生する段ボールの量を削減し、収集時間の短縮を図る。 ・業者には、騒音抑制の意識を徹底させるとともに、エンジンの空ぶかしは行わないよう協力を要請する。 (設備機器に係る騒音対策) ・騒音発生源となる設備機器については、低騒音型機器を導入する。また、定期的な保守点検により故障等による異音の発生を防ぐ。 (駐車場の騒音対策) ・オープン時や繁忙期など混雑が見込まれる際には、交通整理員を配置し、場内走行の円滑化を図ることで、渋滞の発生による騒音を防止する。 ・看板の設置により、駐車場内での徐行運転(10km/h以下)やアイドリング禁止を励行する。 (BGM等の営業宣伝活動に係る騒音対策) ・BGM等屋外への営業宣伝活動は行わない。 (その他) ・騒音に関して苦情等問題が発生した場合は、誠意をもって対応する。	○

② 騒音の予測・評価	等価騒音レベル 【昼間】(単位：dB) <table><tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>A</td><td rowspan="7">C</td><td rowspan="7">60</td><td>42.7</td></tr><tr><td>B 1 F</td><td>45.6</td></tr><tr><td>B 2 F</td><td>45.5</td></tr><tr><td>C 1 F</td><td>42.9</td></tr><tr><td>C 2 F</td><td>43.0</td></tr><tr><td>D 1 F</td><td>39.7</td></tr><tr><td>D 2 F</td><td>39.7</td></tr></table> 【夜間】(単位：dB) <table><tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>A</td><td rowspan="7">C</td><td rowspan="7">50</td><td>39.9</td></tr><tr><td>B 1 F</td><td>38.5</td></tr><tr><td>B 2 F</td><td>38.6</td></tr><tr><td>C 1 F</td><td>40.8</td></tr><tr><td>C 2 F</td><td>40.9</td></tr><tr><td>D 1 F</td><td>37.2</td></tr><tr><td>D 2 F</td><td>37.2</td></tr></table> ※ C類型：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともにすべての予測地点で環境基準を満足している。 夜間の騒音発生源ごとの最大値(単位：dB) <table><tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>a</td><td rowspan="4">第3種</td><td rowspan="4">50</td><td>73.2</td></tr><tr><td>b</td><td>44.5</td></tr><tr><td>c</td><td>44.9</td></tr><tr><td>d</td><td>56.9</td></tr></table> ※第3種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域 夜間の騒音発生源ごとの最大値について b、c 地点においては基準値を下回ったものの、a、d 地点においては、来客・従業員車両走行音により基準値を超過した。 <table><tr><th>地点</th><th>区域</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>a</td><td rowspan="2">第3種</td><td rowspan="2">50</td><td>66.1</td></tr><tr><td>d</td><td>49.8</td></tr></table> これらの基準値を超える音源（来客・従業員車両走行音）について、実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を超過した。 <table><tr><th>地点</th><th>類型</th><th>基準値</th><th>予測値</th></tr><tr><td>A</td><td>C</td><td>50</td><td>42.4</td></tr></table> 基準値を超過した騒音発生源（来客・従業員車両走行音）について、直近の住宅等（予測地点A）でさらに再予測を行ったところ、基準値を満足した。 なお、開店後、苦情等が発生した際には、発生源対策を含め誠意をもって対応する。	地点	類型	基準値	予測値	A	C	60	42.7	B 1 F	45.6	B 2 F	45.5	C 1 F	42.9	C 2 F	43.0	D 1 F	39.7	D 2 F	39.7	地点	類型	基準値	予測値	A	C	50	39.9	B 1 F	38.5	B 2 F	38.6	C 1 F	40.8	C 2 F	40.9	D 1 F	37.2	D 2 F	37.2	地点	区域	基準値	予測値	a	第3種	50	73.2	b	44.5	c	44.9	d	56.9	地点	区域	基準値	予測値	a	第3種	50	66.1	d	49.8	地点	類型	基準値	予測値	A	C	50	42.4	
地点	類型	基準値	予測値																																																																							
A	C	60	42.7																																																																							
B 1 F			45.6																																																																							
B 2 F			45.5																																																																							
C 1 F			42.9																																																																							
C 2 F			43.0																																																																							
D 1 F			39.7																																																																							
D 2 F			39.7																																																																							
地点	類型	基準値	予測値																																																																							
A	C	50	39.9																																																																							
B 1 F			38.5																																																																							
B 2 F			38.6																																																																							
C 1 F			40.8																																																																							
C 2 F			40.9																																																																							
D 1 F			37.2																																																																							
D 2 F			37.2																																																																							
地点	区域	基準値	予測値																																																																							
a	第3種	50	73.2																																																																							
b			44.5																																																																							
c			44.9																																																																							
d			56.9																																																																							
地点	区域	基準値	予測値																																																																							
a	第3種	50	66.1																																																																							
d			49.8																																																																							
地点	類型	基準値	予測値																																																																							
A	C	50	42.4																																																																							
(2) 廃棄物に係る事項等	廃棄物保管施設の容量 9.11m ³																																																																									
① 廃棄物等の保管	・指針で定める必要な廃棄物保管容量 6.90 m ³ を確保している。	○																																																																								
② 廃棄物等の処理	・許可業者による運搬・処理を行う。	○																																																																								
③ その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方針について	・排出される生ごみ等は、密閉性が確保されたブロック造の建物に保管するとともに、業者が毎日回収を行うこととし、ごみの散乱や悪臭の漏れが生じないよう配慮する。	○																																																																								

(3) 街並みづくり等への配慮等	(景観への配慮) ・松山市景観条例について、松山市都市整備部と協議の上、基準に適合するよう努める。 ・建物の形状はできるだけシンプルな計画とし、三角屋根壁とすることで周辺の環境との調和を図る。 ・屋外広告物は、松山市屋外広告物条例に基づき、松山市都市整備部と協議を行い、市長の許可受けて設置する。 (光害対策) ・屋外照明、広告照明は周辺民家等に影響が出ないよう方向や強さに配慮し、点灯時間は日没 30 分前から夜明けまでに限り、その他時間帯は消灯するなど、光害を生じないようにする。	○
指針の配慮事項以外の項目		
バリアフリーへの対応	・身障者用駐車場 (3.5m×5.0m : 1 台) を確保する。 ・身障者用トイレを風除室横に設置する。	○
環境への配慮	・地球温暖化対策や省エネルギー対策として、省エネタイプの照明器具を設置するとともに、過剰な照明の削減、冷暖房設備の適切な温度管理を行う。 ・環境美化対策として、店舗周辺の清掃活動を行う。	○

(仮称) ドラッグストアモリ北条辻店に係る意見の検討結果

○市町等からの意見

意見提出者	意見の概要	設置者の対応	評価
松山市	意見なし	—	—
一般住民等	意見なし	—	—

○県の意見 (案) 意見なし

4 その他

(1) 次回以降の審査案件

大規模小売店舗の名称 (所在地)	主な届出内容 (新設・変更日)	届 出 年月日	公 告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
(仮称) mac 大洲北只店 (大洲市)	新設 (店舗面積 1,380 m ²) (R7. 2. 7)	R6. 6. 6	R6. 6. 18	R6. 7. 26	R6. 10. 18	R7. 2. 6
ドラッグコスモス北高下店 (今治市)	新設 (店舗面積 1,384 m ²) (R7. 2. 14)	R6. 6. 13	R6. 6. 25	R6. 8. 1	R6. 10. 25	R7. 2. 13
フジ新居浜店 (新居浜市)	駐車場の位置及び収容台数: 830 台⇒98 台 駐輪場の位置及び収容台数: 325 台⇒77 台 荷さばき施設の位置及び面積: 350 m ² ⇒185 m ² 廃棄物等の保管施設の位置及び容量: 60 m ³ ⇒27.8 m ³ 開店時刻及び閉店時刻: 午前9時～午後10時 ⇒午前9時～午後11時 駐車場利用可能時間帯: 午前8時45分～午後10時15分⇒午前8時30分～午後11時30分 駐車場の自動車の出入口の数及び位置: 11箇所⇒8箇所 荷さばき可能時間帯: 午前6時～午後6時⇒24時間 (R6. 11. 20)	R6. 6. 14	R6. 6. 28	R6. 8. 9	R6. 10. 28	R7. 2. 14
(仮称) スポーツ小売計画店舗 (松山市)	新設 (店舗面積 2,951 m ²) (R7. 2. 27)	R6. 6. 26	R6. 7. 9	R6. 8. 20	R6. 11. 8	R7. 2. 26
フレスポ西条店 (西条市)	開店時刻及び閉店時刻: 株式会社レディ薬局 午前9時～午後10時、 株式会社西松屋チェーン・株式会社大創産業 午前10時～午後8時、 株式会社アライアンス 午前10時～午後12時、 大黒天物産株式会社 24時間、株式会社イエローハット 午前10時～午後9時、 えひめ未来農業協同組合 午前8時～午後10時 ⇒株式会社西松屋チェーン・株式会社大創産業 午前10時～午後8時、 株式会社アライアンス 午前10時～午後12時、 大黒天物産株式会社 24時間、 株式会社イエローハット 午前10時～午後9時 荷さばき可能時間帯: ①午前7時～午後6時、 ②・③午前6時～午後10時、 ④午前8時～午後12時、 ⑤午前6時～午後8時 ⇒①・②・③午前6時～午後10時、 ④午前8時～午後12時、 ⑤午前6時～午後8時 (R6. 7. 20)	R6. 7. 19	R6. 8. 2	掲示	R6. 12. 2	R7. 3. 19

大規模小売店舗の名称 (所在地)	主な届出内容 (新設・変更日)	届 出 年月日	公 告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
フジ新居浜店 別棟 (新居浜市)	駐車場の位置及び収容台数: 72 台⇒100 台 馬連輪場の位置及び収容台数: 57 台⇒36 台 荷さばき施設の位置及び面積: 131 m ² ⇒135 m ² 廃棄物等の保管施設の位置及び容量: 11.9 m ³ ⇒22.4 m ³ 開店時刻及び閉店時刻: 株式会社レディ薬局、株式会社フジモーターズ 午前10時～午後9時、 株式会社フジ 午前10時～午後12時 ⇒株式会社レディ薬局、株式会社フジモーターズ 午前9時～午後10時 駐車場利用可能時間帯: 午前9時45分～午前0時15分⇒午前8時30分～午後10時30分 駐車場の自動車の出入口の数及び位置: 4箇所⇒3箇所 荷さばき可能時間帯: 午前6時～午後9時⇒午前6時～午後10時 (R7.3.25)	R6.7.24	R6.8.2	R6.8.9	R6.12.2	R7.3.24
フジ宇和島桜町店 (宇和島市)	新設 (店舗面積1,468 m ²) (R7.3.1)	R6.8.20	R6.9.6	R6.10.16	R7.1.6	R7.4.20
西条ファッションモール (西条市)	新設 (店舗面積2,094 m ²) (R7.4.23)	R6.8.22	R6.9.3	R6.9.25	R6.12.27	R7.4.22
(仮称) ドラッグストアモリ 大洲若宮店 (大洲市)	新設 (店舗面積1,407 m ²) (R7.4.23)	R6.8.22	R6.9.3	R6.10.10	R6.12.27	R7.4.22
(仮称) ドラッグストアモリ 今治別宮町店 (今治市)	馬連輪場の位置	R6.9.5	R6.9.17	掲示	R7.1.17	R7.5.5
ドラッグコスモス宇和島丸之内店 (宇和島市)	新設 (店舗面積1,273 m ²) (R7.5.14)	R6.9.13	R6.10.8	未定	R7.2.7	R7.5.13
(仮称) ドラッグストアモリ 新居浜徳常店・セブンーイレブン新居浜徳常町店 (新居浜市)	新設 (店舗面積1,519 m ²) (R7.5.28)	R6.9.27	R6.10.11	R6.10.29	R7.2.10	R7.5.27

大規模小売店舗の名称（所在地）	主な届出内容 （新設・変更日）	届 出 年月日	公 告 年月日	説明会 開催日	市町村 意見期限	県の意見 提示期限
クスリのアオキ喜光地店 （新居浜市）	店舗面積の合計：1,494㎡⇒1,788㎡ 駐車場の位置及び収容台数：120台⇒80台 駐輪場の位置及び収容台数：31台⇒37台 開店時刻及び閉店時刻： 株式会社ママイ 午前9時～午後10時 ⇒株式会社クスリのアオキ 午前8時～午後10時 駐車場利用可能時間帯：午前8時30分～午後10時30分⇒午前7時30分～午後10時15分 （R7.6.16）	R6.10.15	R6.10.25	未定	R7.2.25	R7.6.15
ラ・ムー四国中央店 （四国中央市）	新設（店舗面積1,676㎡） （R7.6.23）	R6.10.22	未定	未定	未定	R7.6.22

※網掛けは審議会案件（新設、増床、市町や住民から法に基づく意見があったもの等）である。

(2) フォローアップ調査について
調査予定等

大規模小売店舗の届出 名称 (所在地)	届 出 内 容	届 出 年月日	法定手続 終了年月日	新設・変更 年月日	実施調査の状況
明屋書店川之江店・シ ャトレーゼ四国中央川 之江店 (四国中央市)	新設	R5. 11. 9	R6. 5. 20	R6. 5. 29	(四国中央市からの報告) 廃棄物保管施設2の位置が配置図と異 なる。 また、店舗責任者が実際の荷さばき時間 を把握しておらず、届出上の時間を遵守 しているか不明。 (県の意見) 廃棄物保管施設2の位置については、届 出上の配置と一致させるよう口頭指導 を行った。 また、荷さばき時間を把握できる体制を 整えるとともに、届出上の荷さばき可能 時間(荷さばき施設1:午前6時~午後 10時、荷さばき施設2:午後11時30分 ~翌午前8時30分)を厳守するよう口 頭指導を行った。
(仮称) ドラッグコス モス鬼北店 (鬼北町)	新設	R5. 9. 6	R6. 3. 15	R6. 6. 29	照会中
フジ藤原店 (松山市)	変更	R5. 10. 26	R6. 5. 20	R6. 8. 3	照会中
オズメッセ西敷地 (大洲市)	新設	R6. 1. 29	R6. 9. 12	R6. 10. 18	R6. 12 月中旬以降照会予定

参考資料（関係図面）

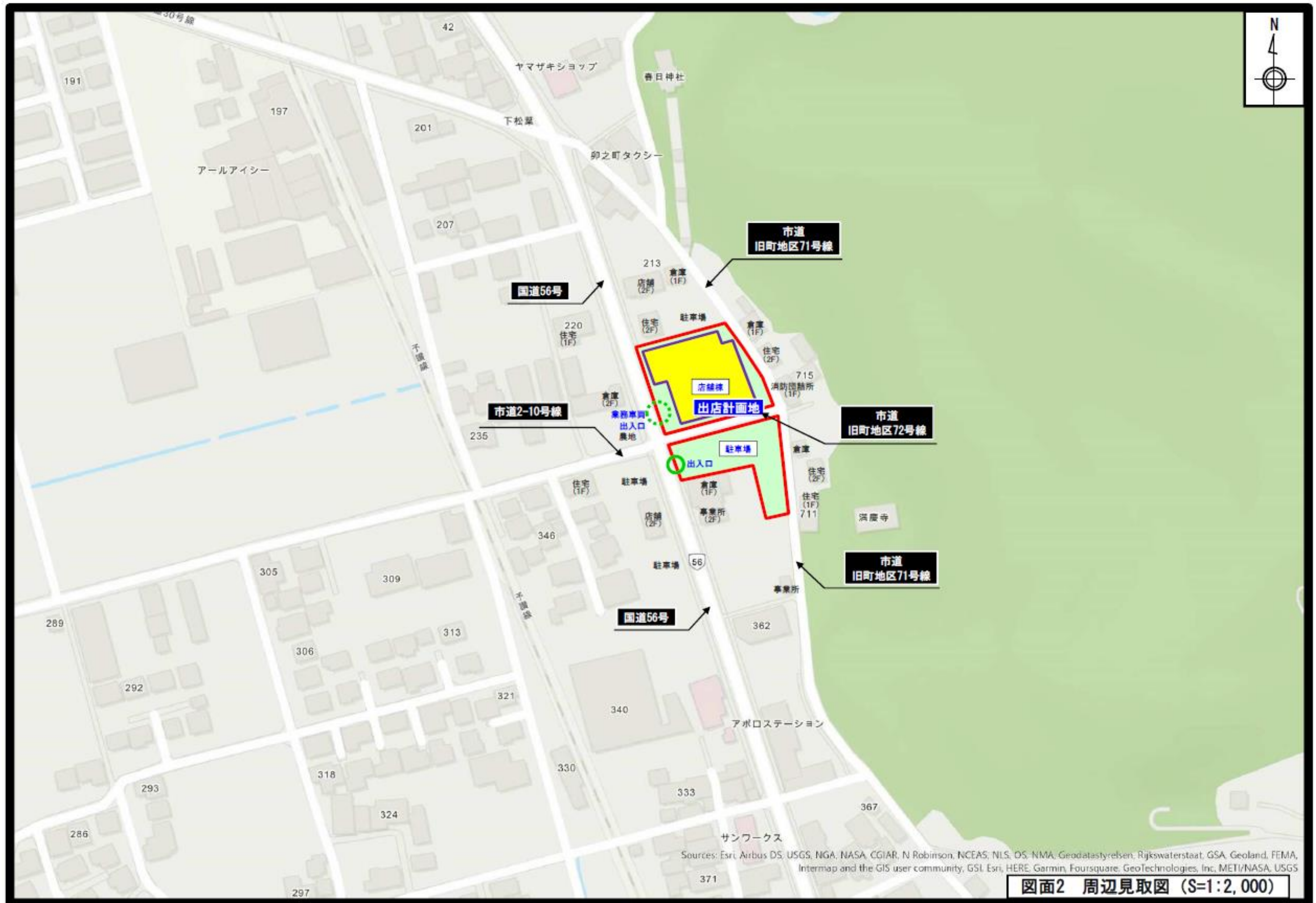
（１）届出案件についての審査（３件）

○ドラッグコスモス下松葉店	1	～	8
○（仮称）ダイレックス新居浜高専通り店	9	～	15
○（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店	16	～	23

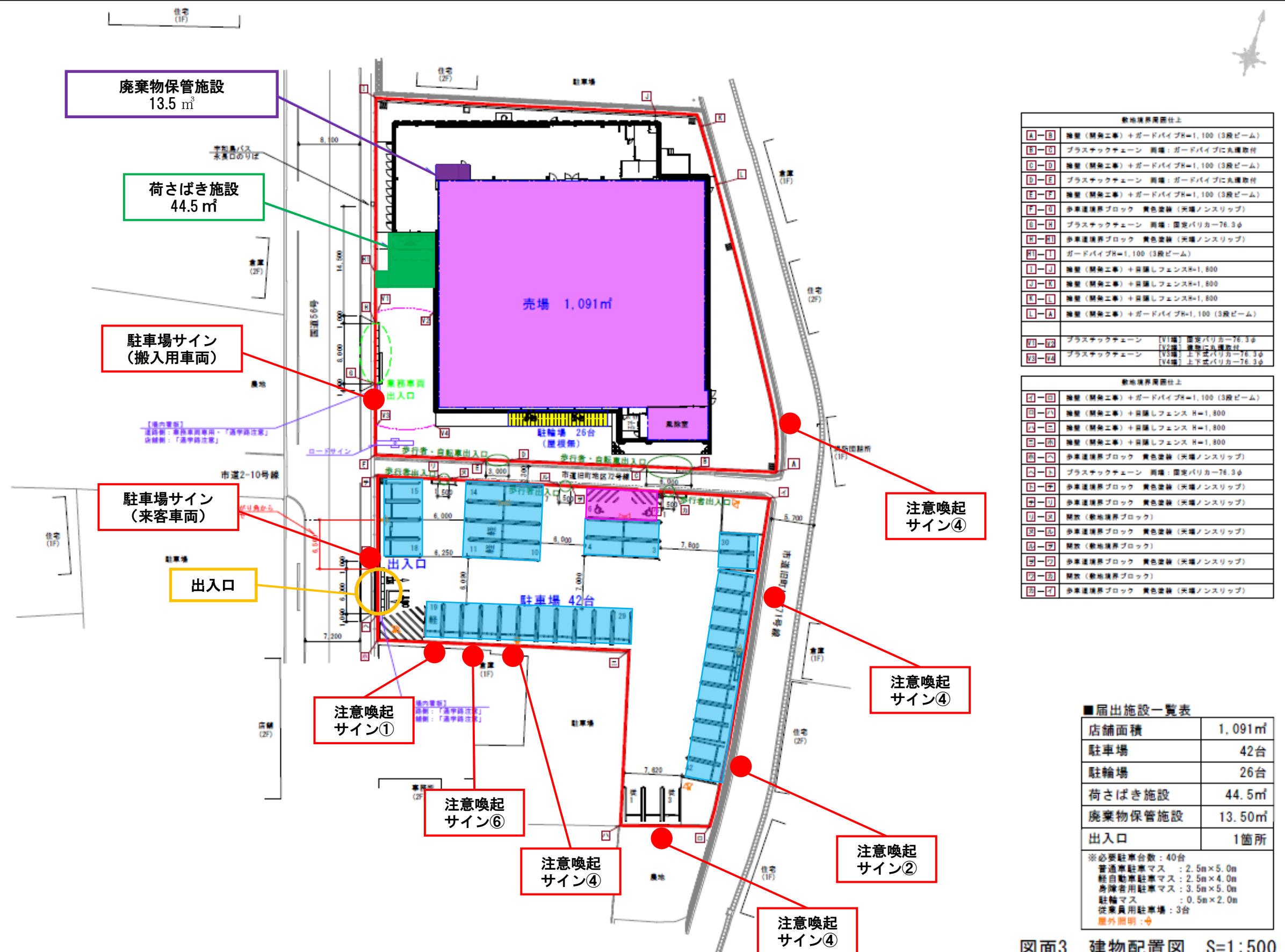
図面① 広域見取図（ドラッグコスモス下松葉店）



図面② 周辺見取図（ドラッグコスモス下松葉店）

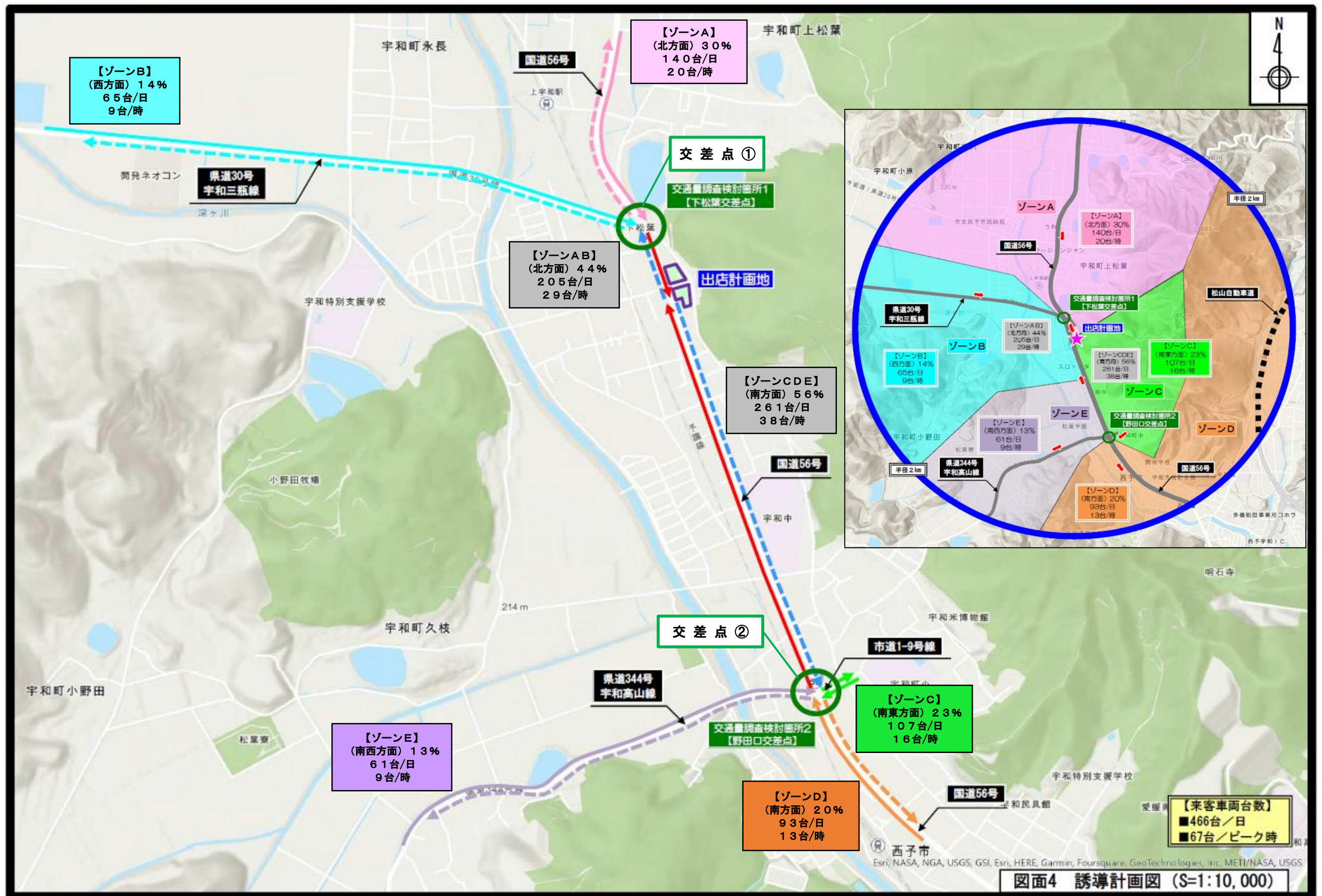


図面③ 配置図（ドラッグコスモス下松葉店）

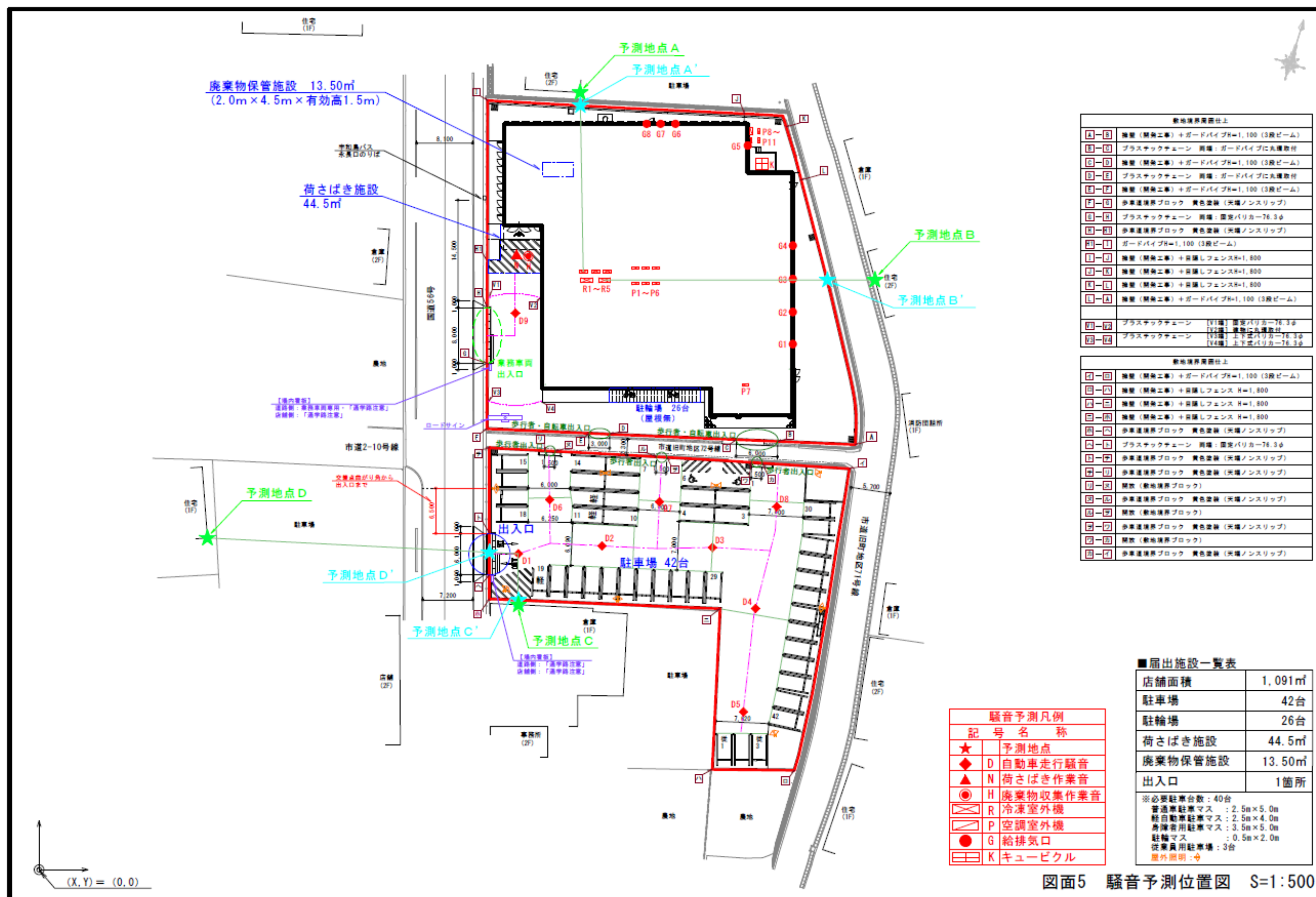


図面3 建物配置図 S=1:500

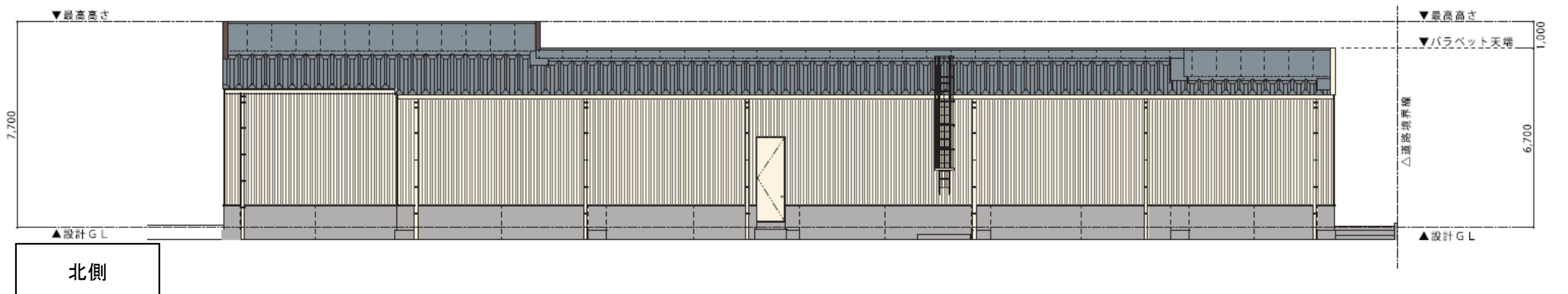
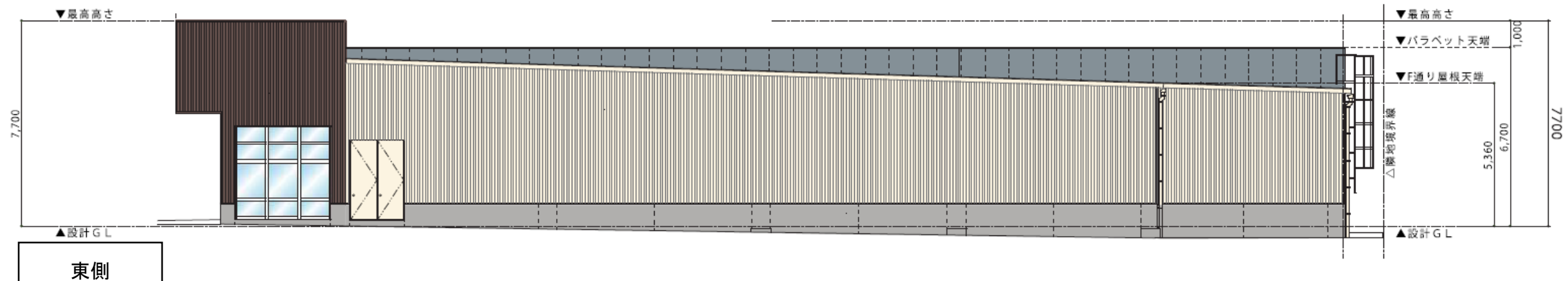
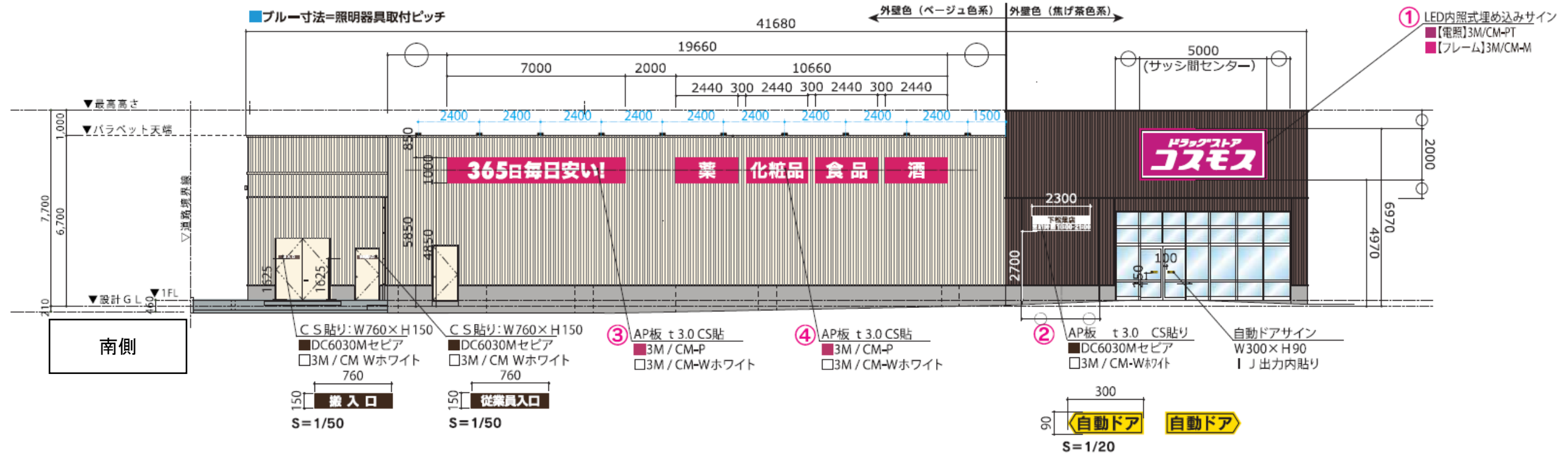
図面④ 誘導経路図（ドラッグコスモス下松葉店）



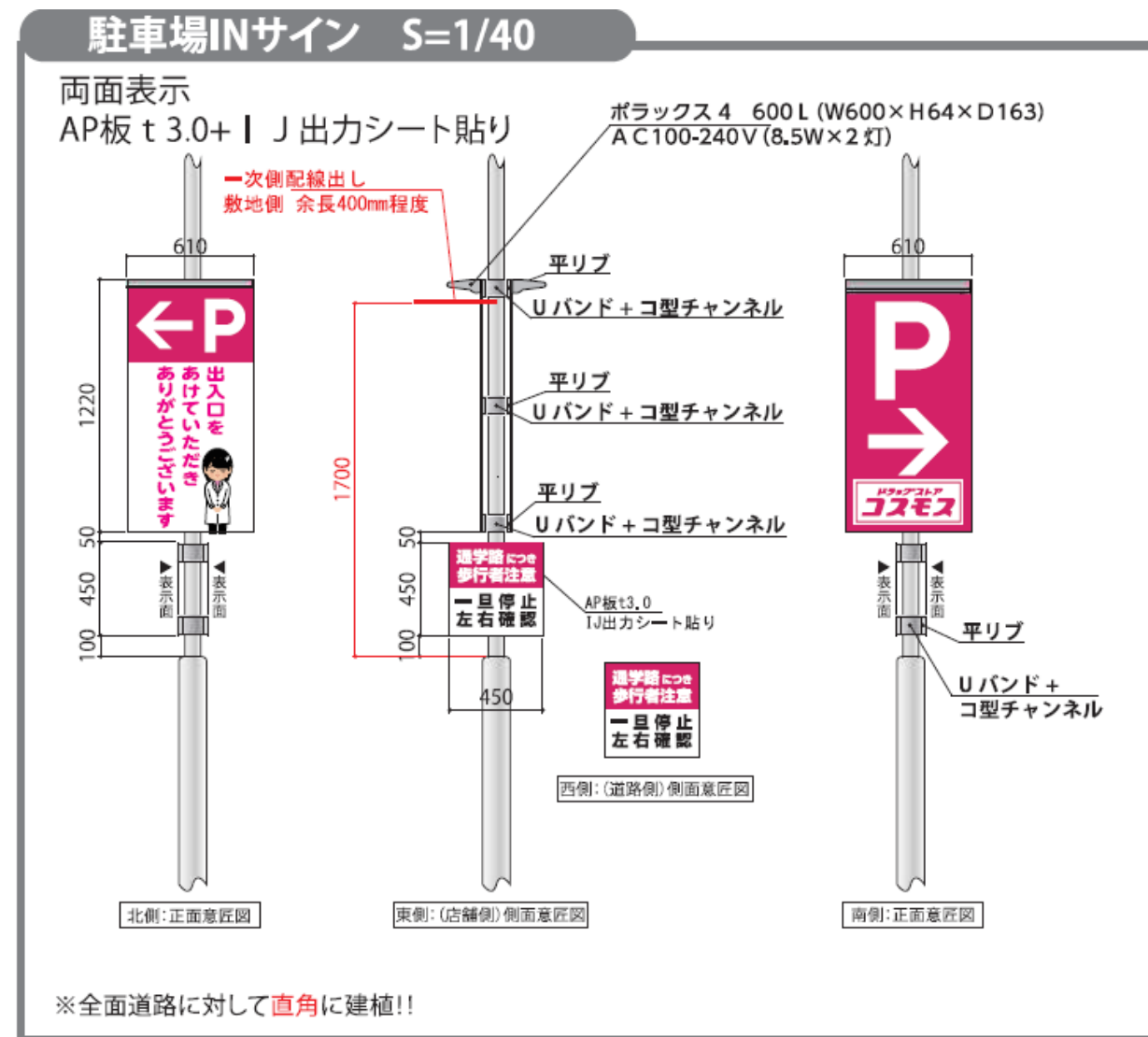
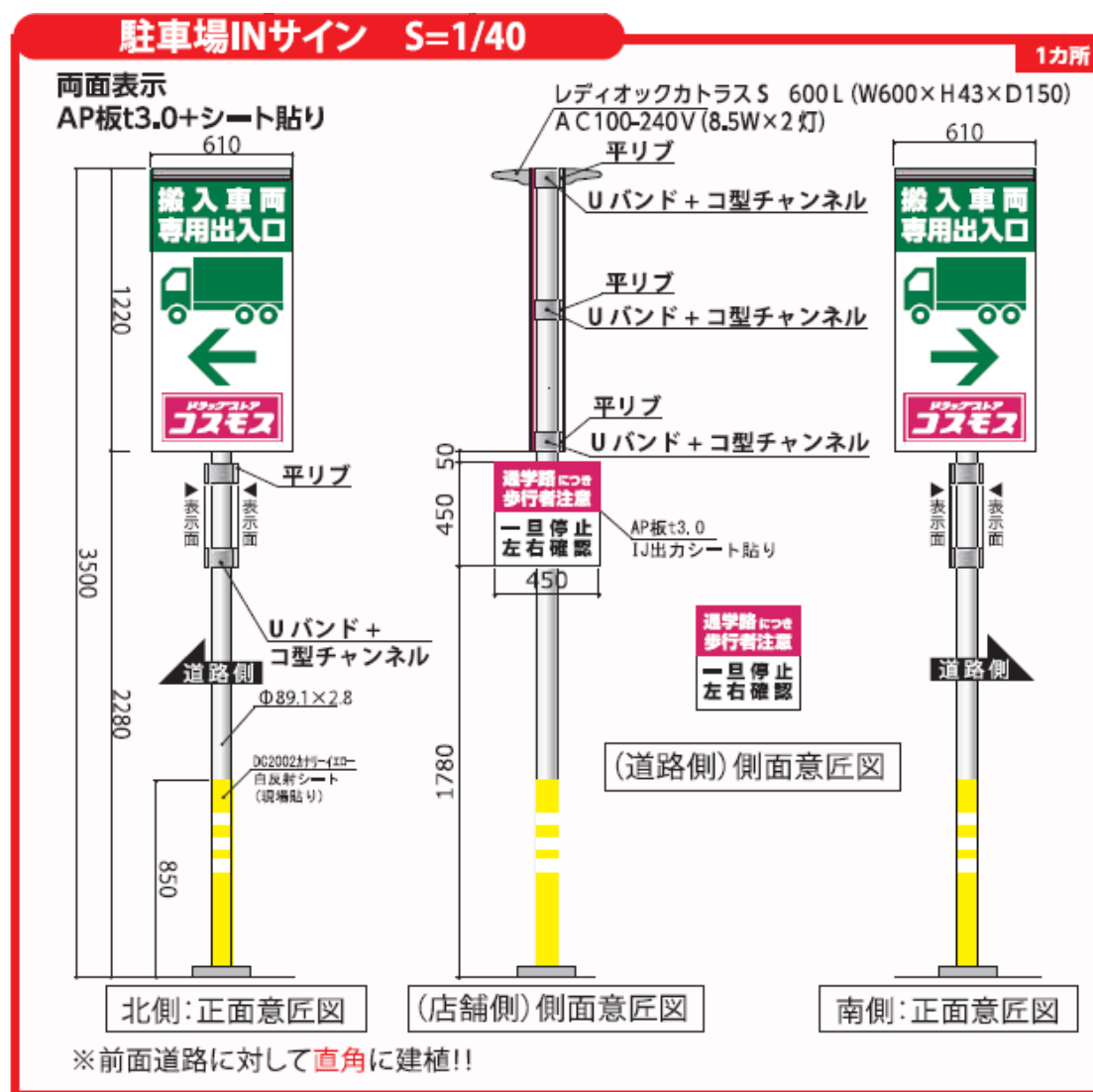
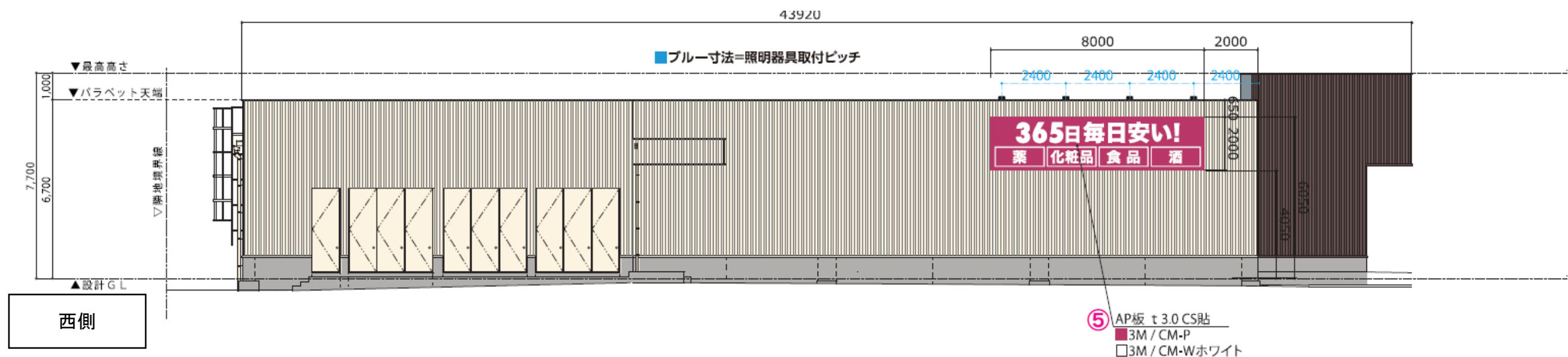
図面⑤ 騒音予測地点位置図（ドラッグコスモス下松葉店）



図面⑥ 店舗外観等（ドラッグコスモス下松葉店）

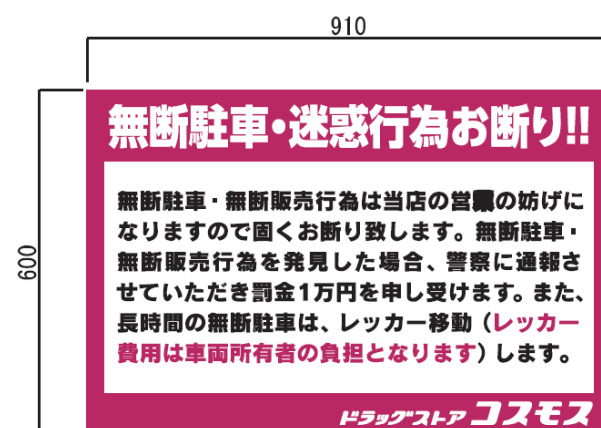


図面⑦ 店舗外観等（ドラッグコスモス下松葉店）



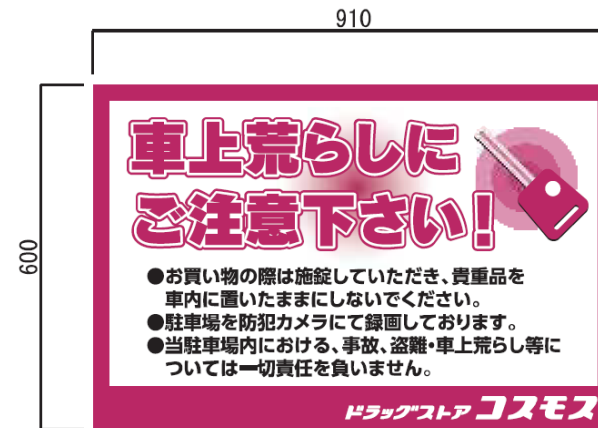
図面⑧ サイン等（ドラッグコスモス下松葉店）

① 注意喚起サイン S:1/20 1 カ所



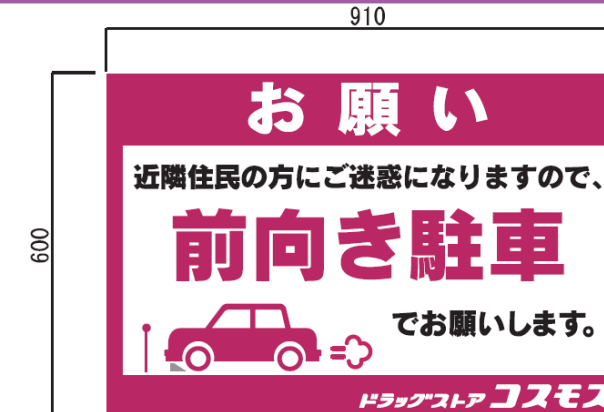
表示面 / アルミ複合板 t 3.0※巻込(グロスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

② 注意喚起サイン S:1/20 1 カ所



表示面 / アルミ複合板 t 3.0※巻込(グロスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

③ 注意喚起サイン S:1/20 3 カ所



表示面 / アルミ複合板 t 3.0※巻込(グロスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

④ 注意喚起サイン S:1/20 5 カ所



表示面 / アルミ複合板 t 3.0※巻込(グロスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

⑤ 立ち入り禁止サイン S:1/20 1 カ所

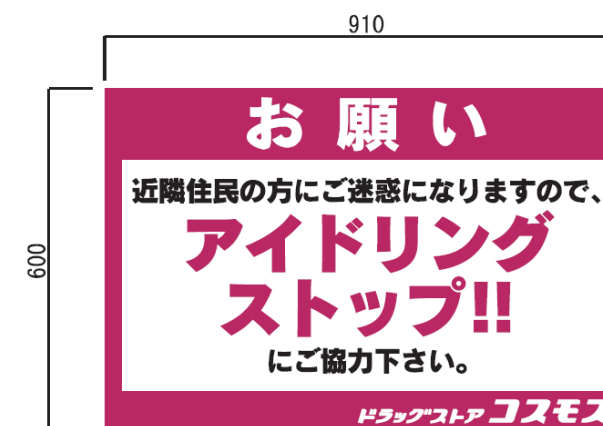


カラビナでプラチェーンに取付

片面表示

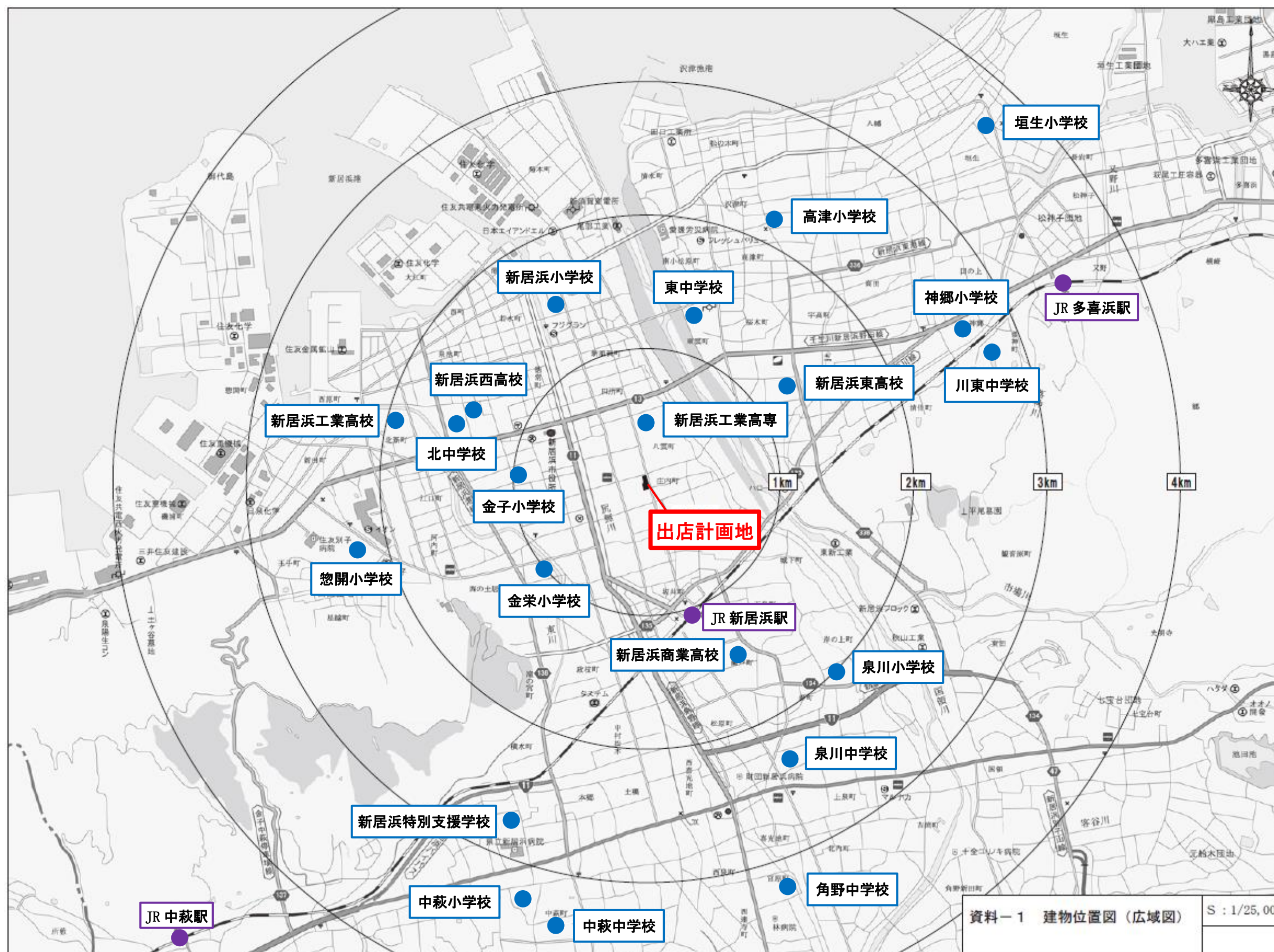
AP板t3.0IJ出力シート貼り

⑥ 注意喚起サイン S:1/20 4 カ所

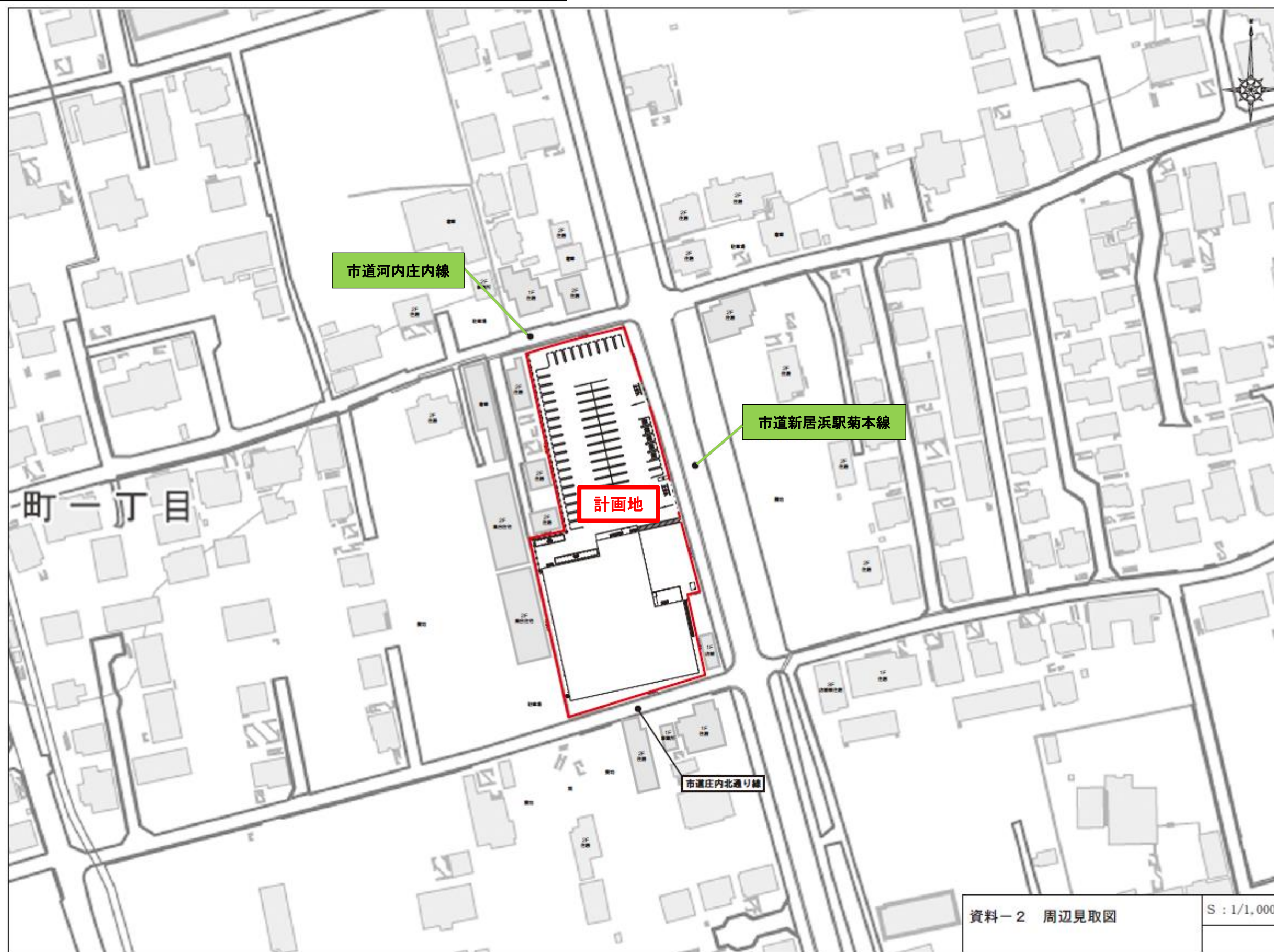


表示面 / アルミ複合板 t 3.0※巻込(グロスラミ)
表示内容 / インクジェット出力シート貼り※両面テープ及びボンド併用止め

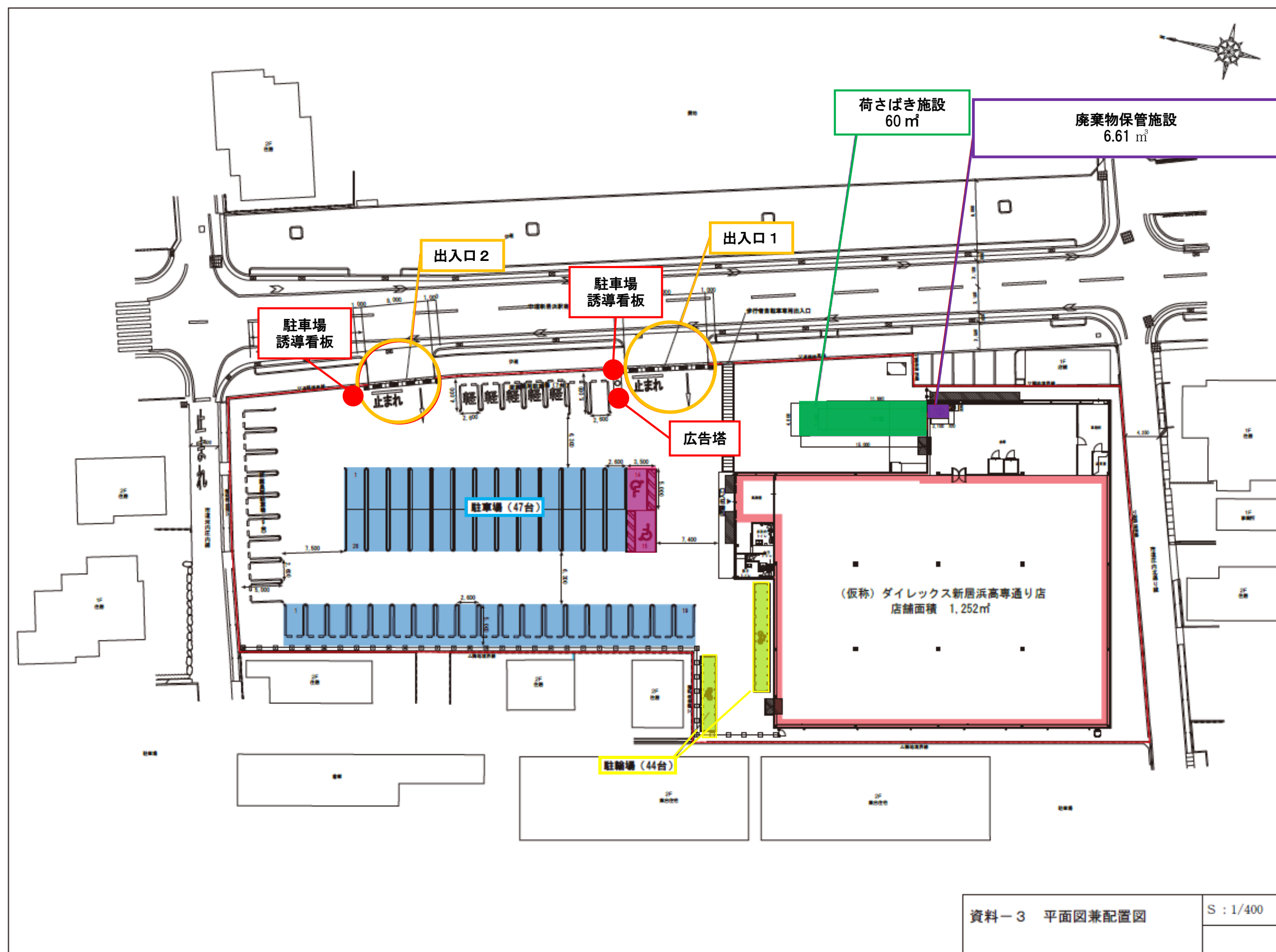
図面⑨ 広域見取図（（仮称）ダイレックス新居浜高専通り店）



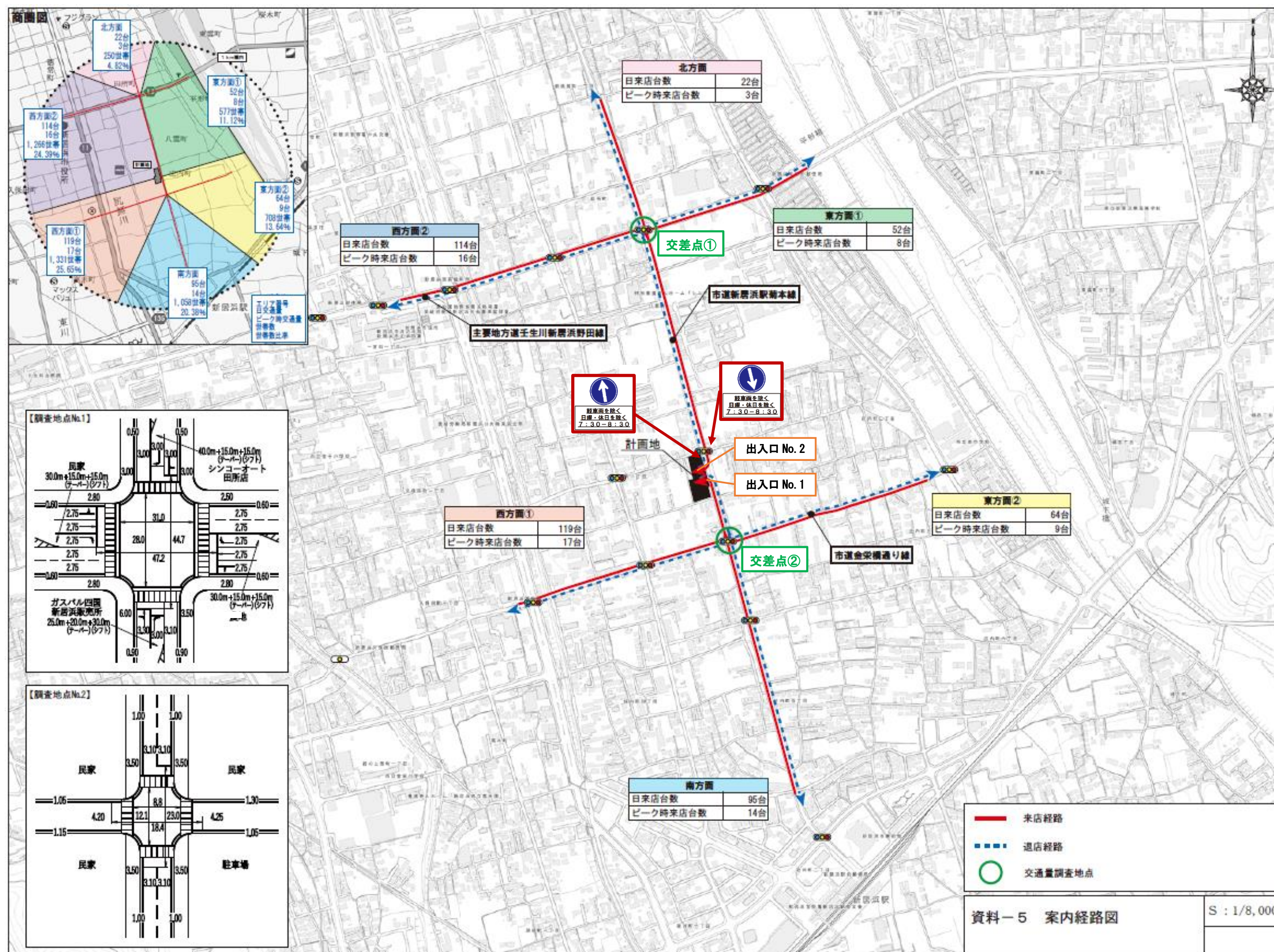
図面⑩ 周辺見取図（（仮称）ダイレックス新居浜高専通り店）



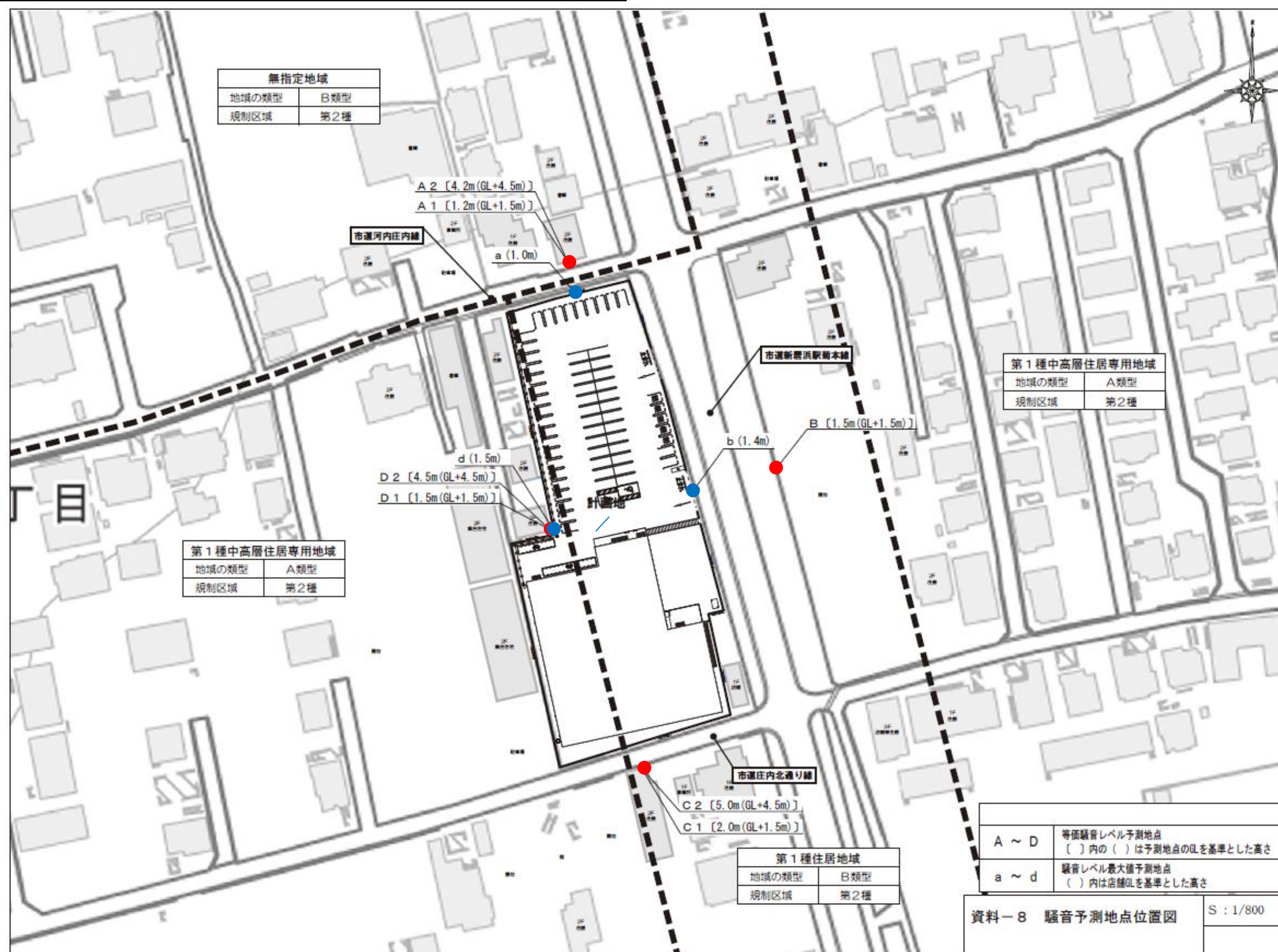
図面⑪ 配置図（（仮称）ダイレックス新居浜高専通り店）



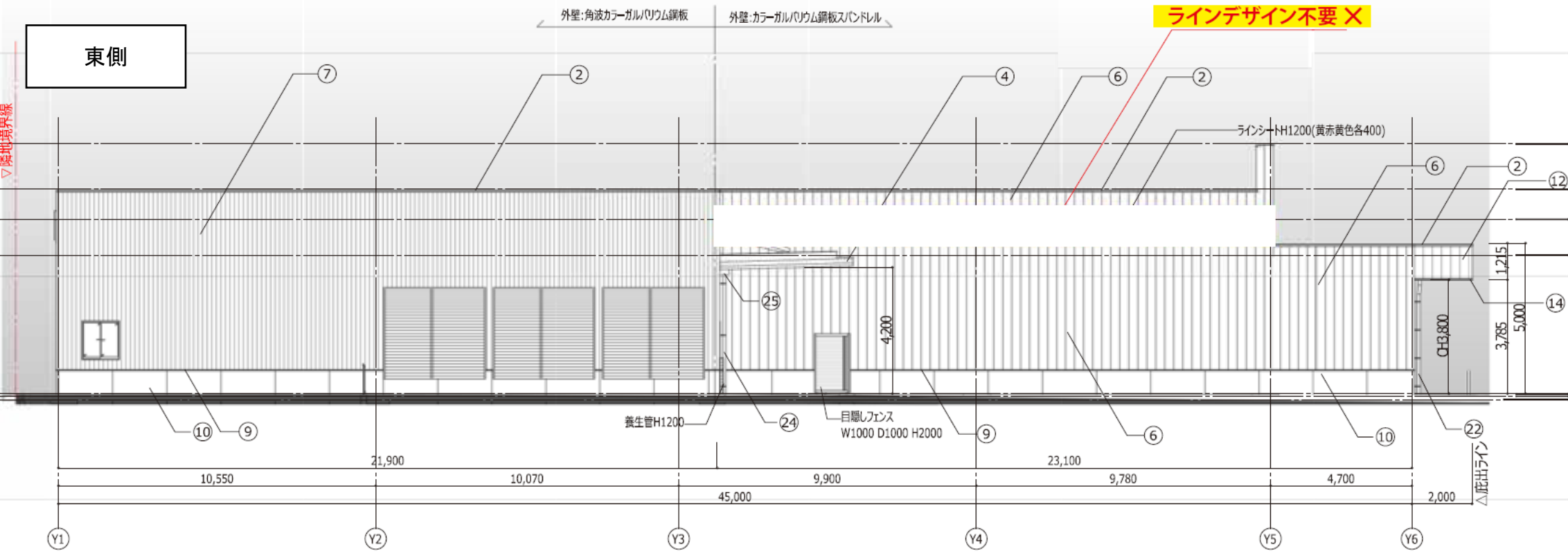
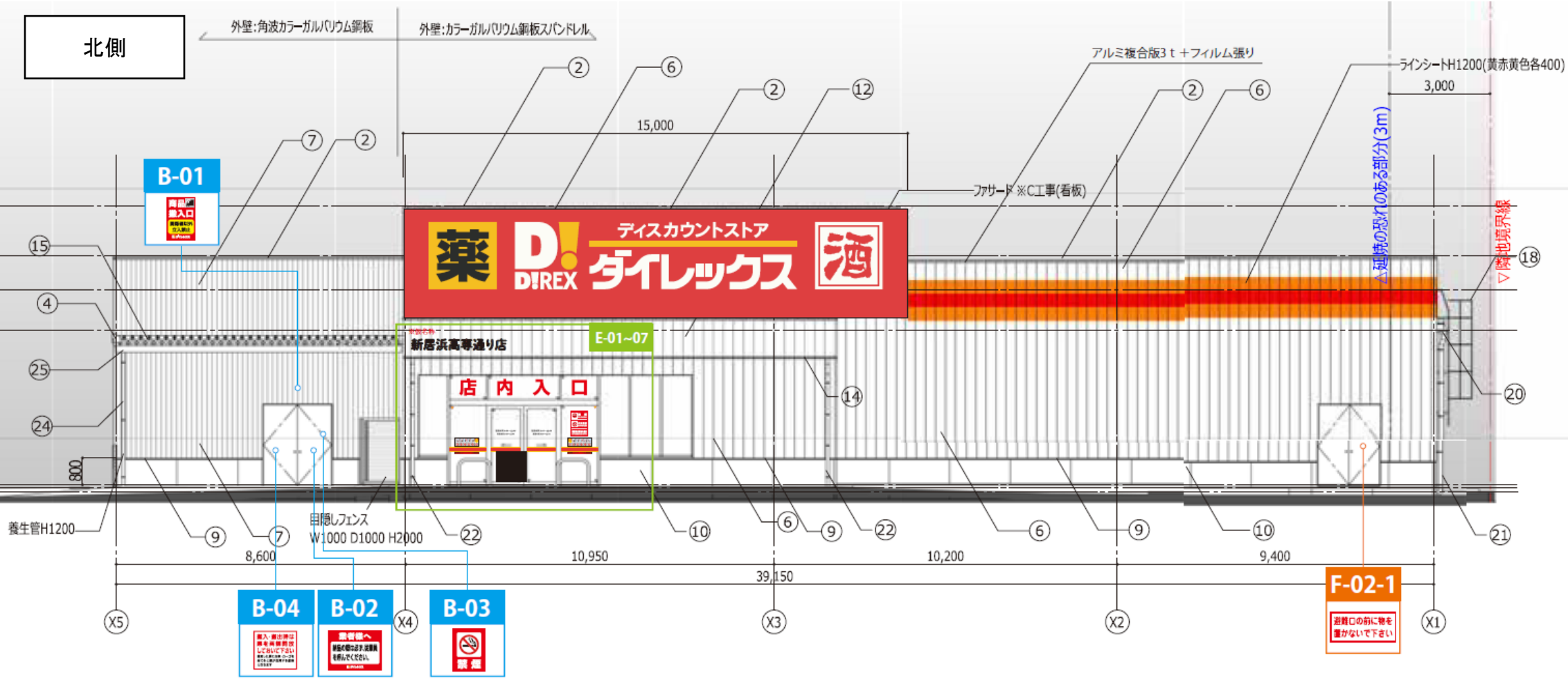
図面⑫ 誘導経路図（（仮称）ダイレックス新居浜高専通り店）



図面⑬ 騒音予測地点位置図（（仮称）ダイレックス新居浜高専通り店）

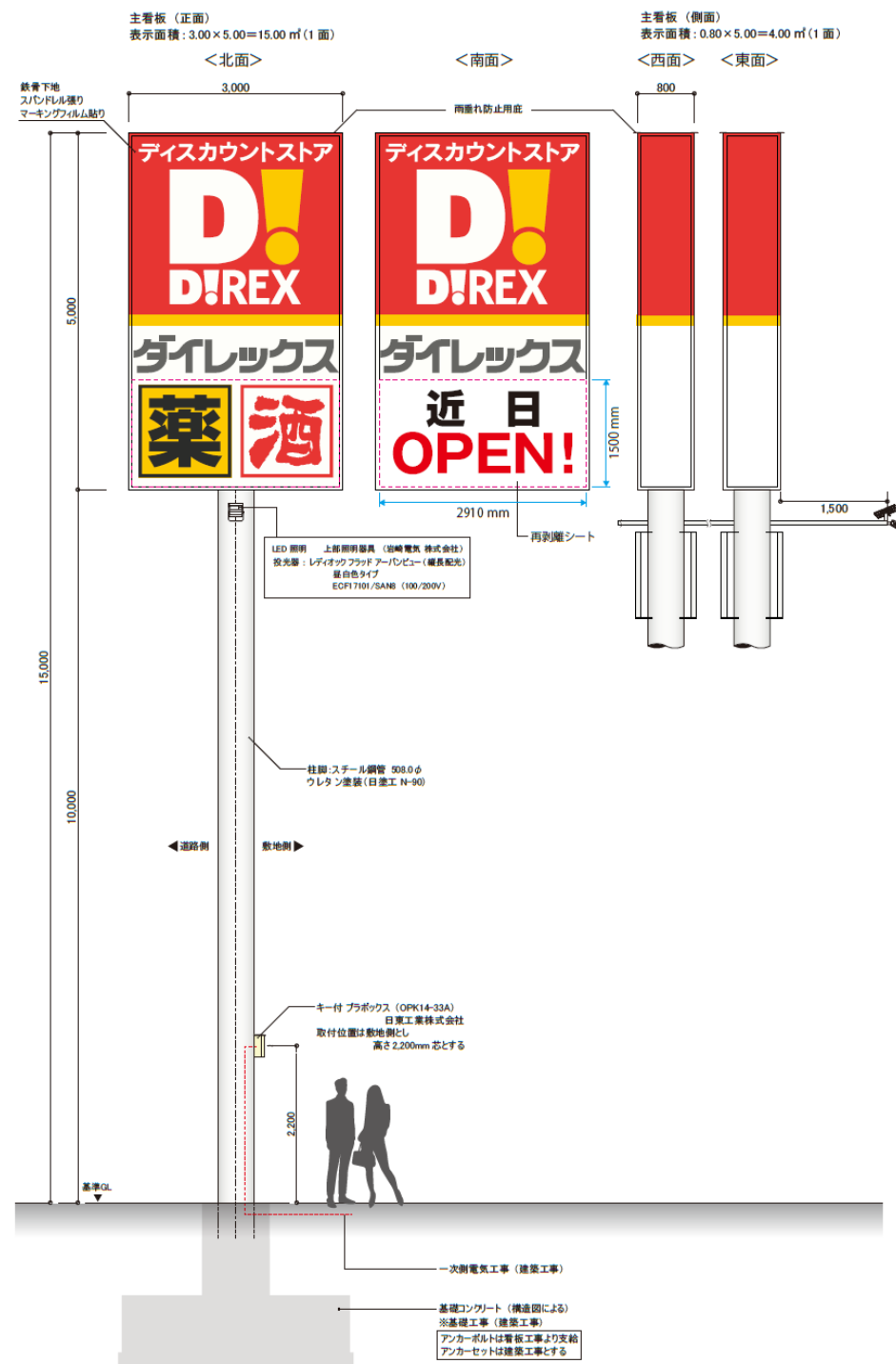


図面⑭ 店舗外観等（（仮称）ダイレックス新居浜高専通り店）

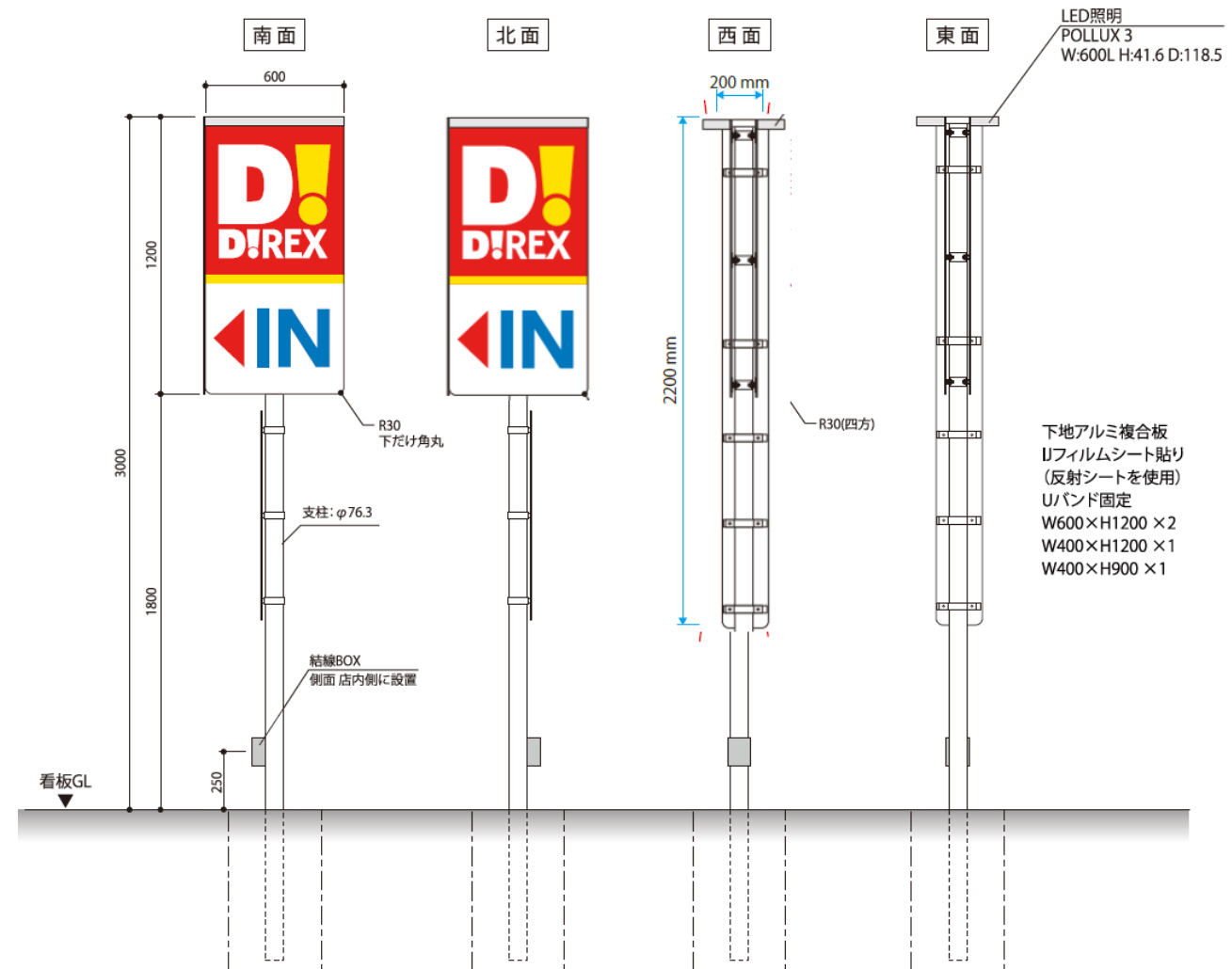


図面⑮ 場内看板等（（仮称）ダイレックス新居浜高専通り店）

○広告塔



○駐車場誘導看板



○その他看板

G-02

障害者等用駐車場
（注水式スタンドサイン）
W385×H765mm



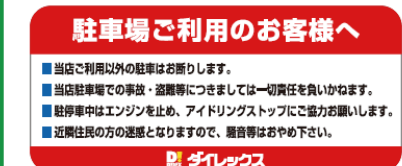
G-05

駐輪場
W900×H600mm

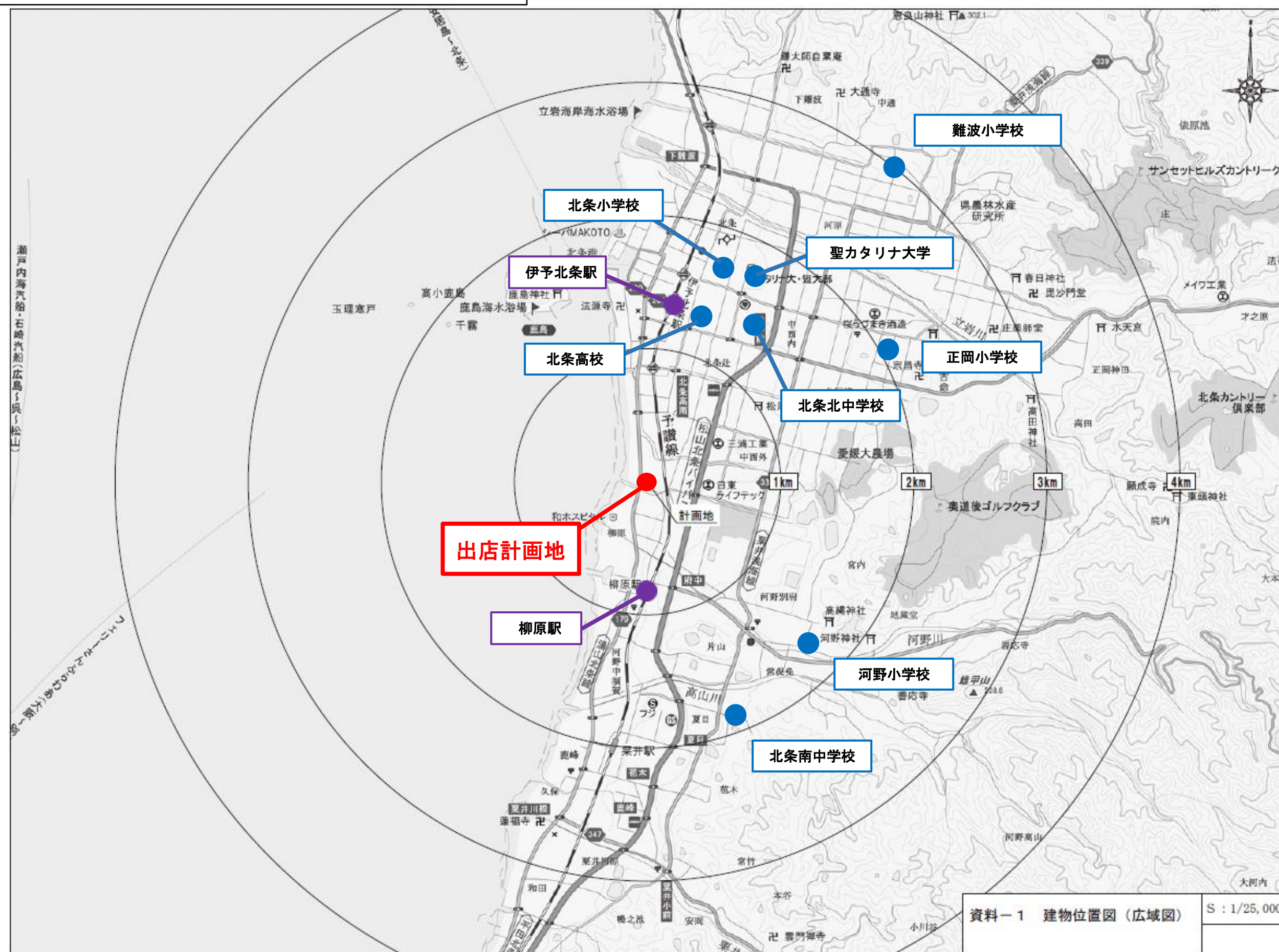


G-03-2

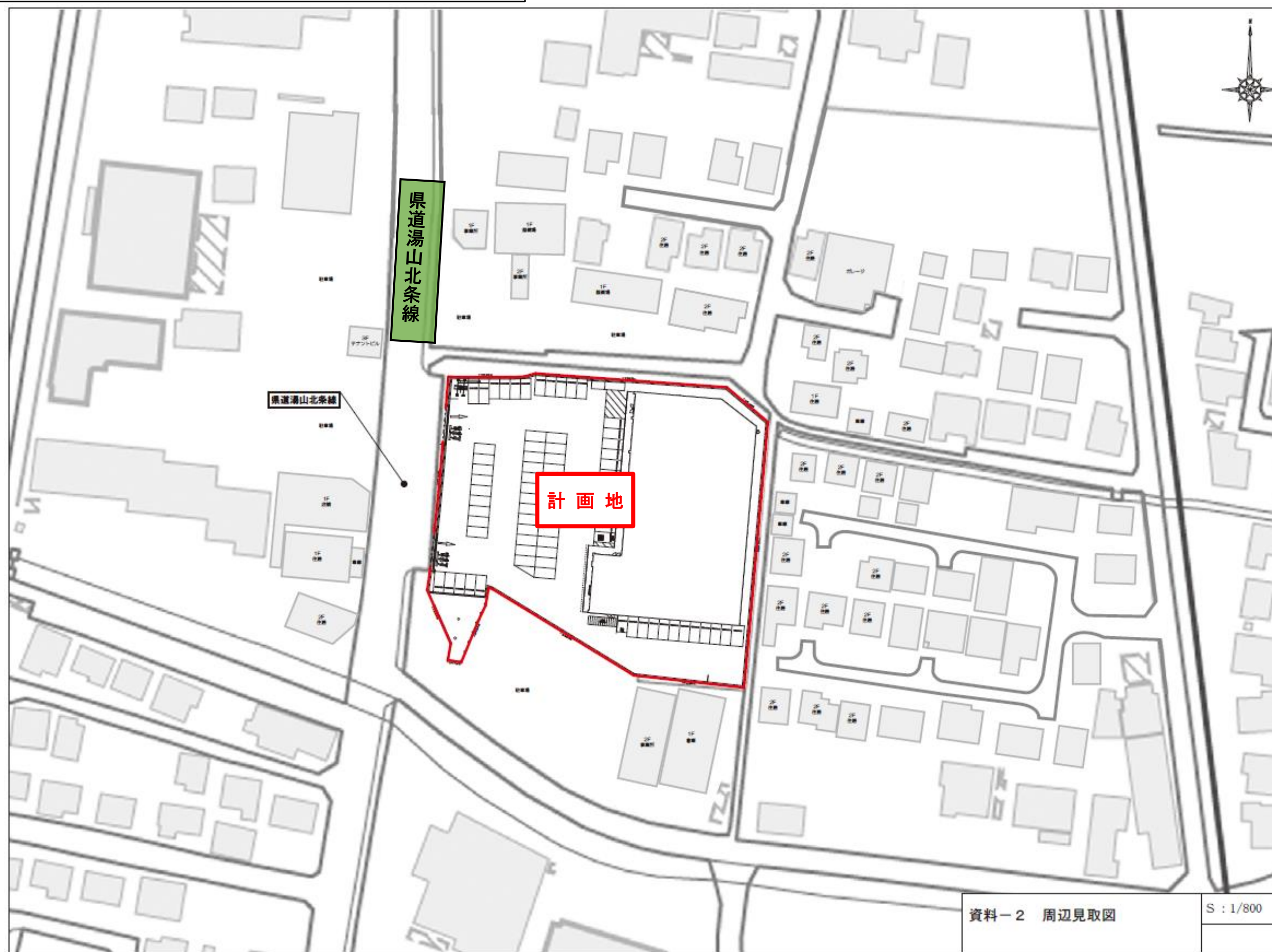
駐車場内免責
W900×H400mm



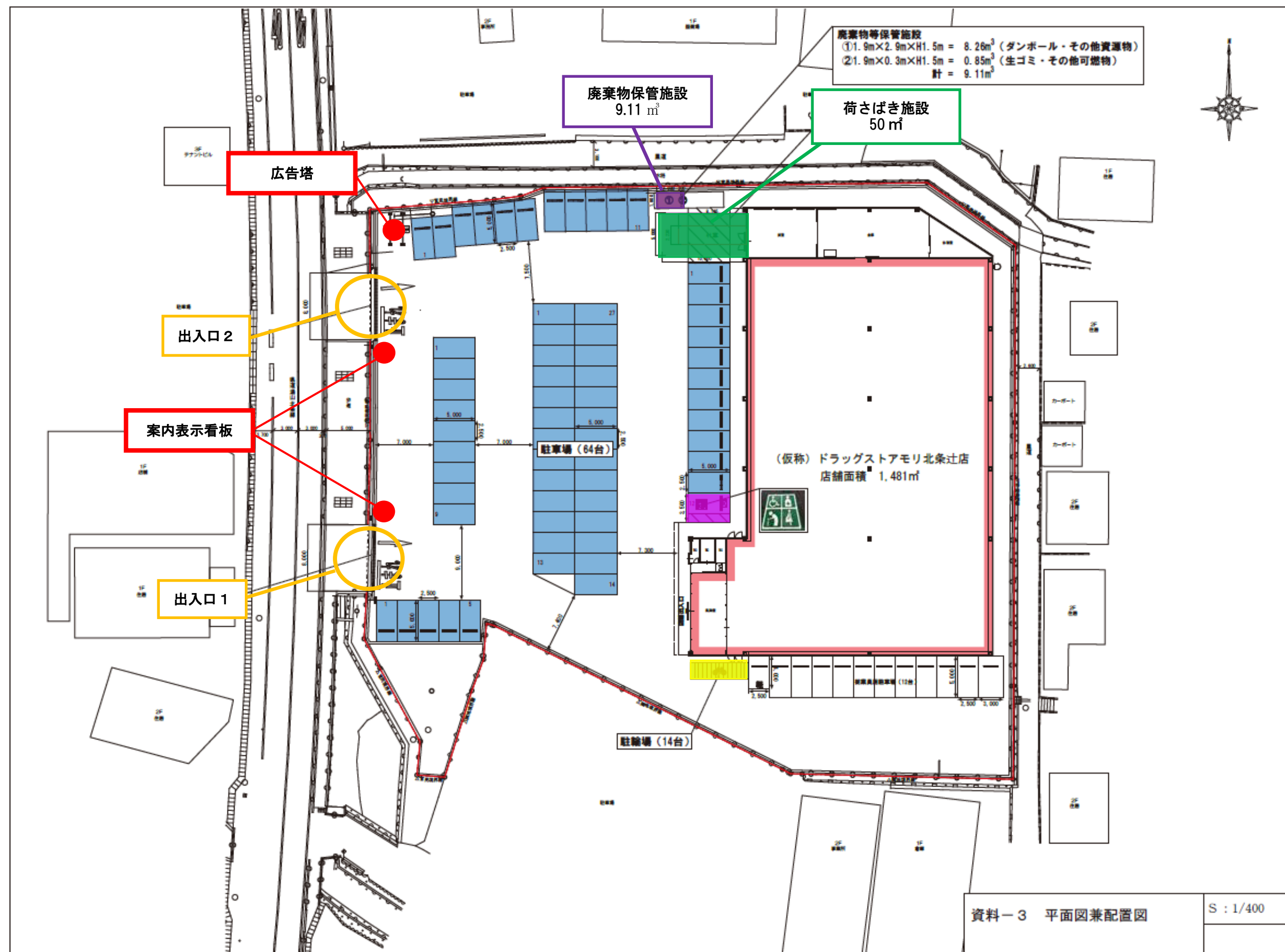
図面⑬ 広域見取図（（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店）



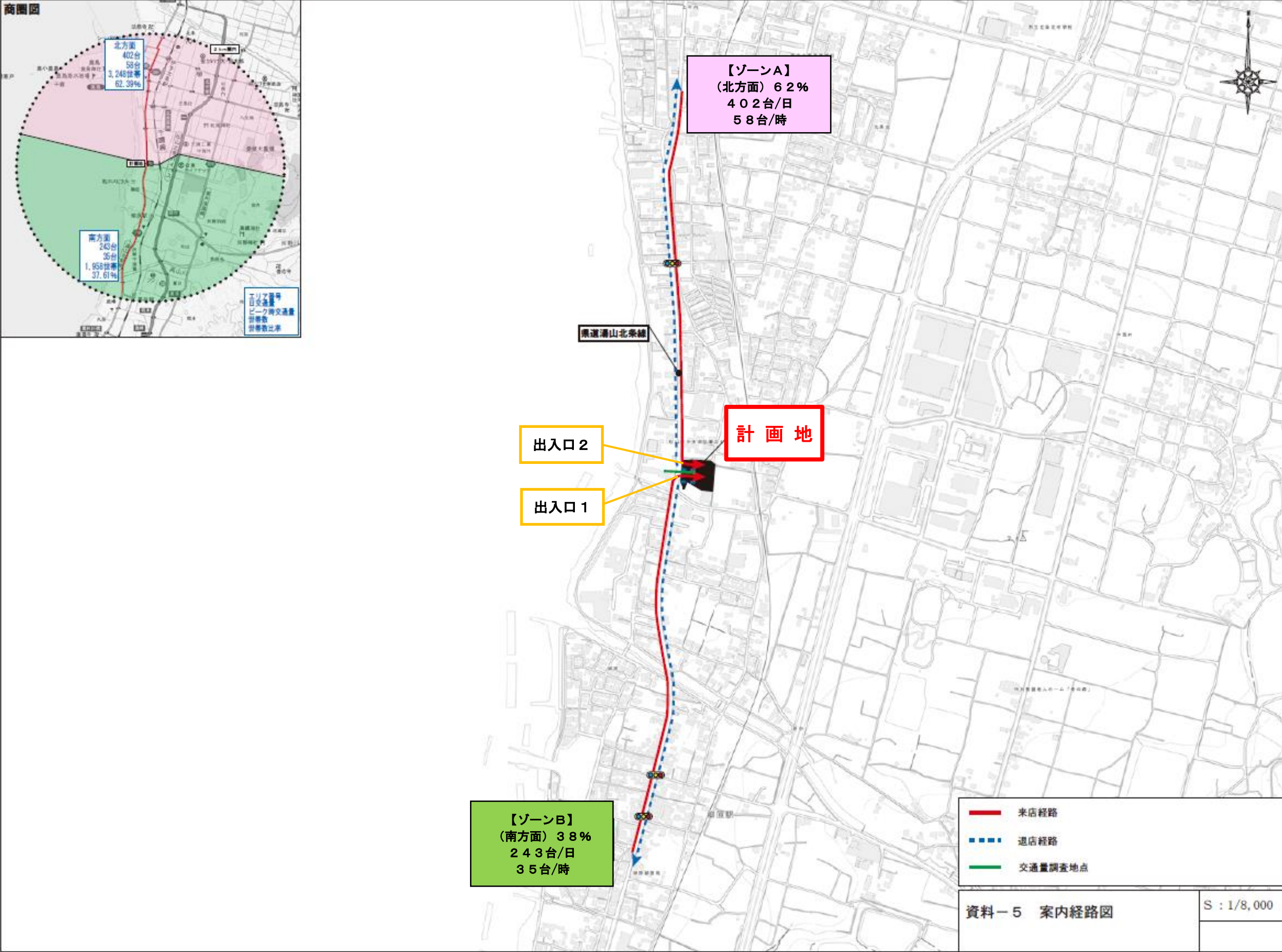
図面⑪ 周辺見取図（（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店）



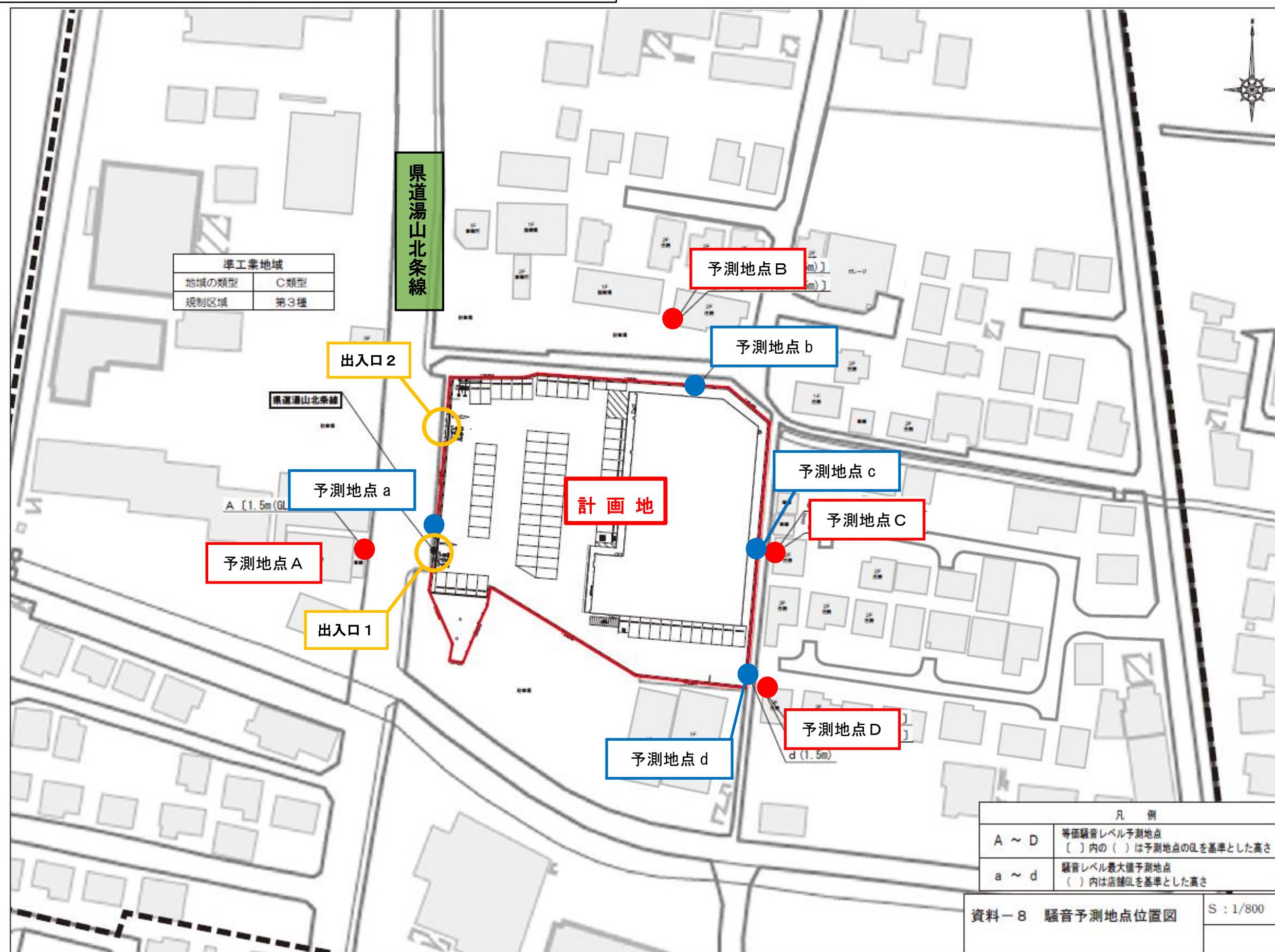
図面⑱ 配置図（（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店）



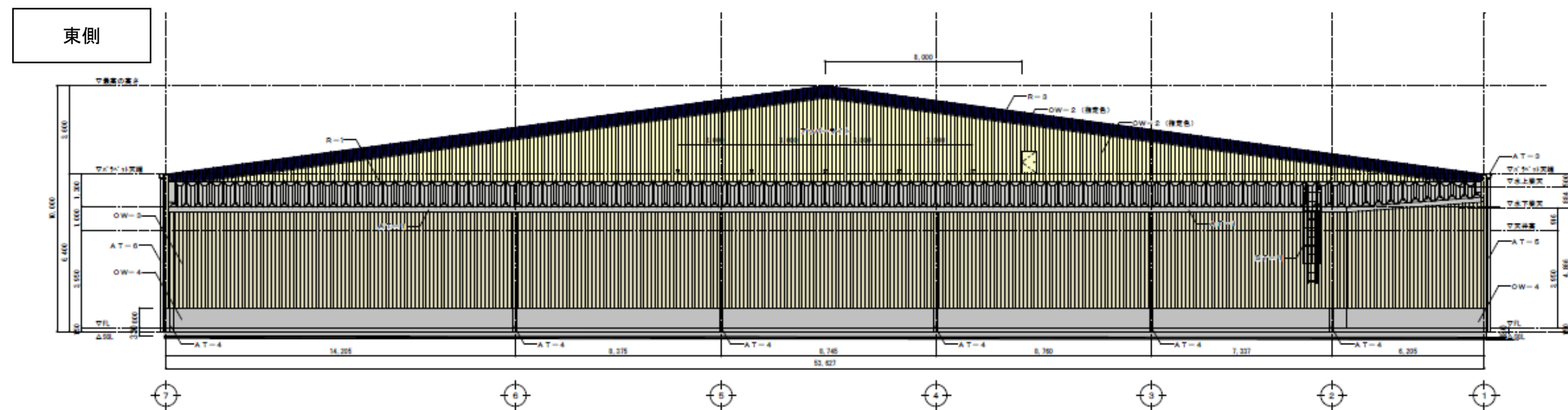
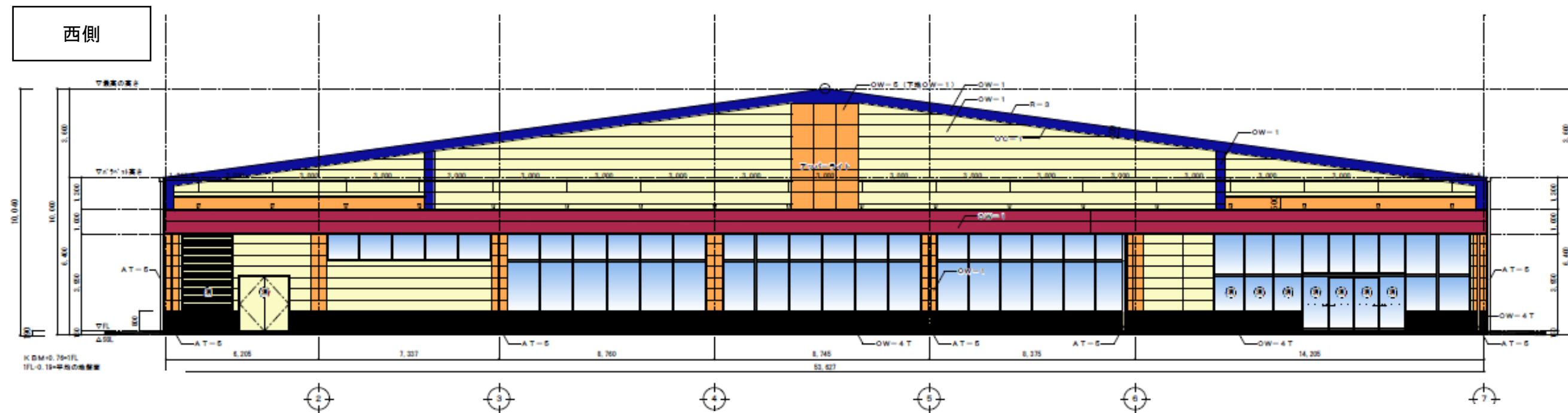
図面⑱ 誘導経路図（（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店）



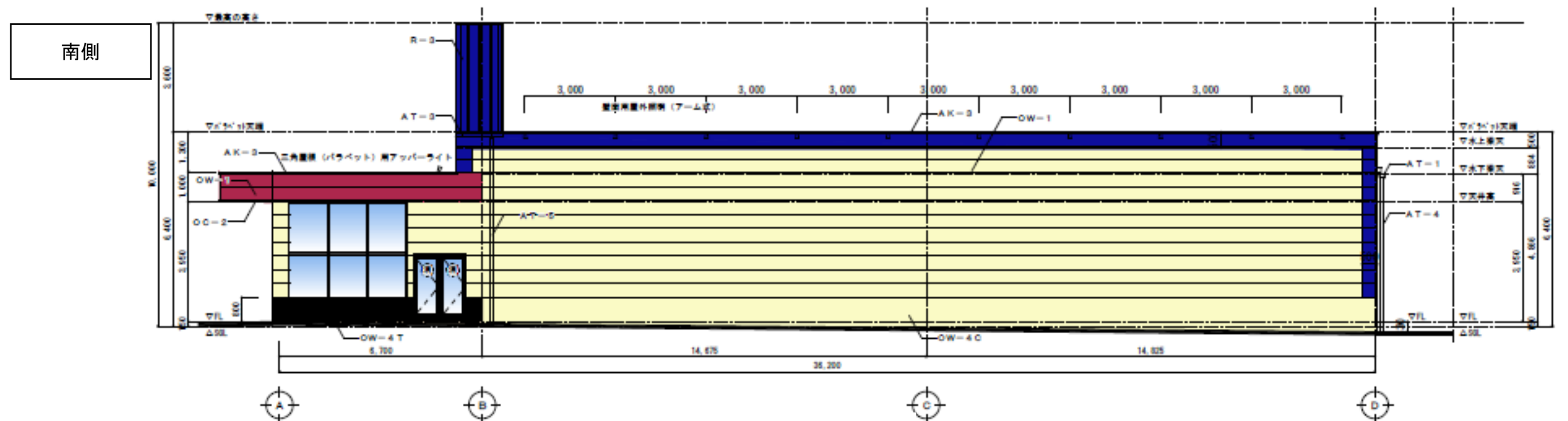
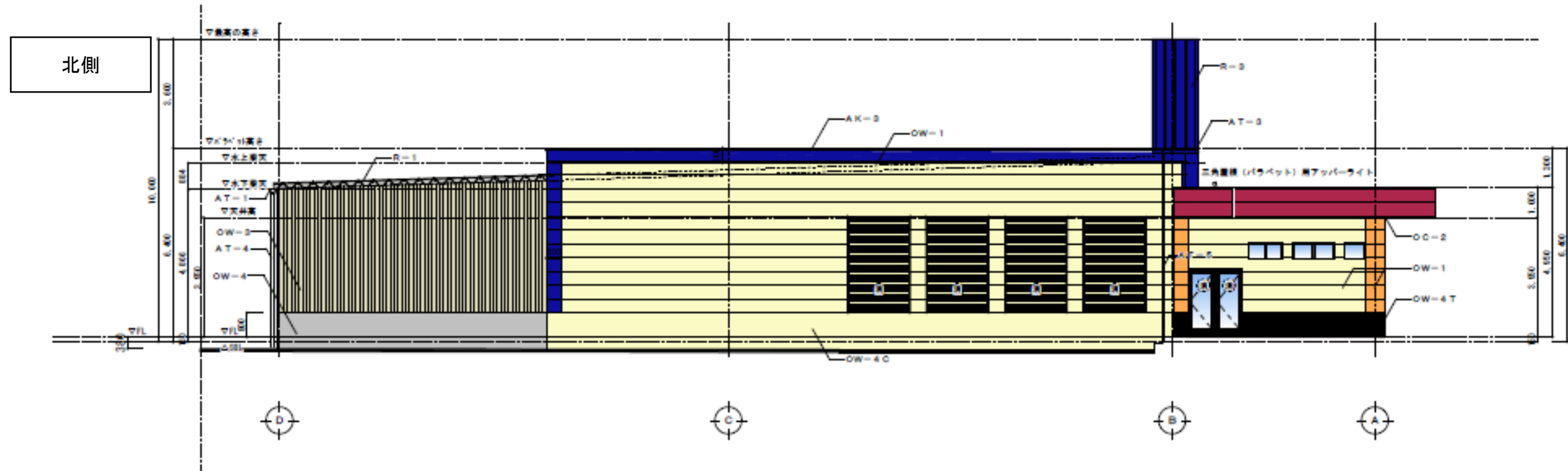
図面②⑩ 騒音予測地点位置図（（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店）



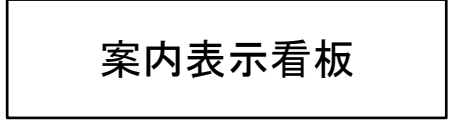
図面②① 店舗外観①（（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店）



図面②② 店舗外観②（（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店）



図面㉓ 駐車場サイン等（（仮称）ドラッグストアモリ北条辻店）



1 経緯

第二回審議会（R6. 8. 30）で、有光委員から意見（注）のあった「駐車場における排気ガス対策及び駐車スペースの斜めマス設置状況」について、中四国各県へ照会を行ったところ、8 県中 6 県から回答（広島県・高知県は未回答）があり、その概況は下記のとおり。

（注）フォローアップ調査報告の際、「前進駐車の看板は見かけるが、守られていないことも多い。今回の報告については近隣住民の了解も得られているとのことだが、駐車場の形状を「斜めマス」にすれば前進駐車が行いやすくなり、排気ガス流入も防げるのではないか。」

Q1. 排気ガス流入について苦情等があったか。

あり：1 県 なし：5 県（未把握含む）

Q2. 設置者に対し指導・提案を行うことはあるか。

必要に応じて行う：2 県 実施していない：4 県

Q4. 斜めマスを設置している店舗はあるか。

なし：6 県

Q5. 斜めマス設置の指導・提案を行っているか。

していない：6 県

2 各県の状況

中四国各県の取扱い状況を判断すると、「前進駐車を促す看板設置」については助言・指導を行う意識がある県も認められるものの、「斜めマスの設置」については各県とも意識していないと思慮。

3 今後の対応

（１）指針に基づき、設置者が「前向き駐車の看板設置」や「フェンス設置に係る協議」等を近隣住民と実施しているが、近隣住民から苦情等があった場合、適切な対応を行うよう引き続き設置者に対応を求める。

（２）「斜めマス」の設置については、近隣県に事例が無いほか、指針にも斜めマスの設置は求められておらず、新たに設置等を求める場合、設置者の新たな負担となるおそれがあるため、現時点で、斜めマスの設置は求めない。

○大規模小売店舗における隣接住居等への排気ガスの流入防止対策等に係る調査

(広島県、高知県は回答なし)

質問	岡山県	鳥取県	島根県	山口県	徳島県	香川県
【Q1】 店舗の周辺住民等から店舗設置者等に対し、来客車両からの排気ガスの流入について苦情がありましたか。	県では把握していない	なし	なし	あり	県では把握していない	なし
【Q2】 店舗の隣接住居等への排気ガスの流入防止のため、店舗設置者に対し、前進駐車をを行う運用とするよう指導・提案することはありませんか。	必要に応じる	していない	していない	必要に応じる	していない	していない
【Q3】 店舗の隣接住居等への排気ガスの流入防止のため、どのような対策を実施していますか。	必要に応じ、前向き駐車を促す看板の設置について検討を求める。	対策なし (これまで隣接住居等への排気ガス流入により苦情・問題が発生した事例がないため)	対策なし (これまで隣接住居等への排気ガス流入により苦情・問題が発生した事例がないため)	設置者と近隣住民とが協議の上、排気ガス流入防止フェンス等の設置を検討(店舗設置者負担)。	届出の審議後であっても、営業している店舗であれば、設置者として周辺環境に配慮した適切な対策を講じるよう、適宜、店舗側に指導・助言を行う必要はあると考える。	対策なし (これまで隣接住居等への排気ガス流入により苦情・問題が発生した事例がないため)
【Q4】 前進駐車(前向き駐車)を促進するため、駐車マスを進行方向に対し斜めに設置している店舗はありますか。	なし	なし	なし	なし	なし	なし
【Q5】 前進駐車(前向き駐車)を促進するため、店舗設置者に対し、駐車マスを進行方向に対し斜めに設置するよう指導・提案することはありませんか。	していない	していない	していない	していない	していない	していない